

～中途脱退者等移受換の事務処理について～

平成29年度版



Pension Fund Association
企業年金連合会
企業年金の明日を担う



年金サービスセンター
年金記録課

目 次

I. 企業年金間のポータビリティと 法改正事項	・ ・ ・ ・ P. 3
II. 連合会の「通算企業年金」	・ ・ ・ ・ P. 10
III. 中途脱退者等の事務処理	・ ・ ・ ・ P. 19
1. 連合会への移換通知事務	・ ・ ・ ・ P. 19
2. 取消・訂正事務	・ ・ ・ ・ P. 32
3. 企業年金への移換申出事務	・ ・ ・ ・ P. 40
IV. 参考	・ ・ ・ ・ P. 49

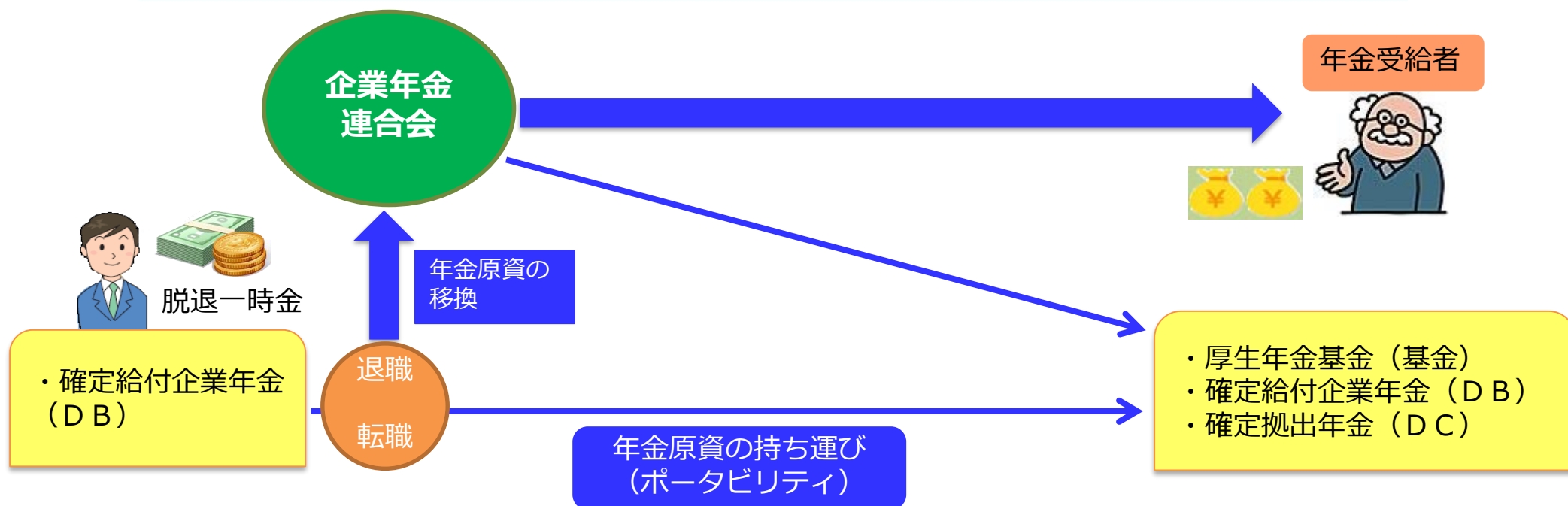
I 企業年金間のポータビリティと法改正事項

ポータビリティ

企業年金等の中途脱退者は、他の企業年金等（厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、企業年金連合会）へ年金原資を移換できます（平成17年10月施行）。

企業年金連合会（連合会）の役割

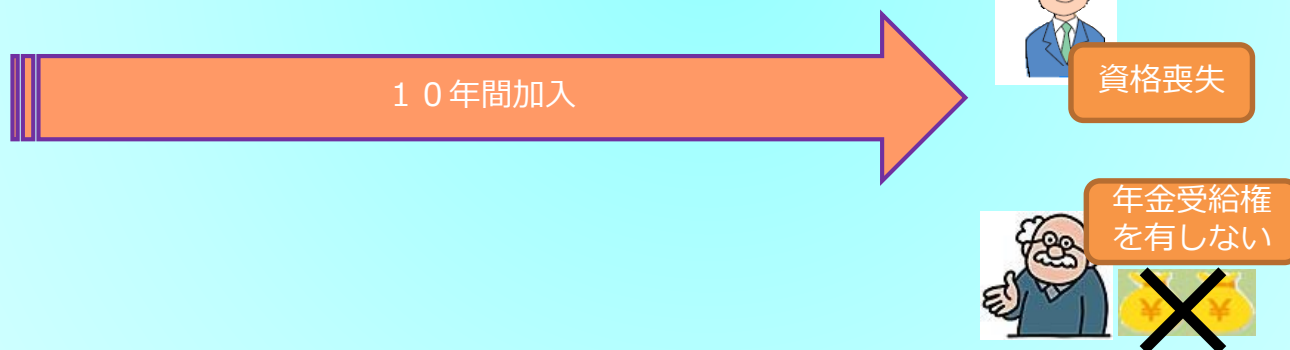
中途脱退者の選択により、脱退一時金相当額を連合会へ移換した場合、連合会は移換された脱退一時金相当額を原資として、将来、終身にわたって年金（**通算企業年金**）を支払います。



中途脱退者とは（平成29年10月現在）

◆中途脱退者は次のすべてを満たした方です

- ① 加入されていた確定給付企業年金の加入資格を喪失している
- ② 資格喪失日において、加入されていた確定給付企業年金の老齢給付金の受給権を有していない
- ③ 加入されていた期間が20年未満の範囲で確定給付企業年金の規約に定めた期間に満たない



ただし、中途脱退者の要件全てを満たしている方であっても、次の場合は脱退一時金相当額を移換することはできません。

- ・脱退一時金相当額の移換を終了しない間に、老齢給付金の受給権を取得した場合
- ・脱退一時金相当額の移換を終了しない間に、死亡した場合
- ・脱退一時金相当額の移換を終了しない間に、再び移換元制度の加入資格を取得した場合（※）
- ・資格喪失日から起算して1年を経過する日までに申出しなかった場合

（※）移換先の規約において、「本人の申出により脱退一時金相当額を移換する」旨が規定されている場合は、移換可能。4

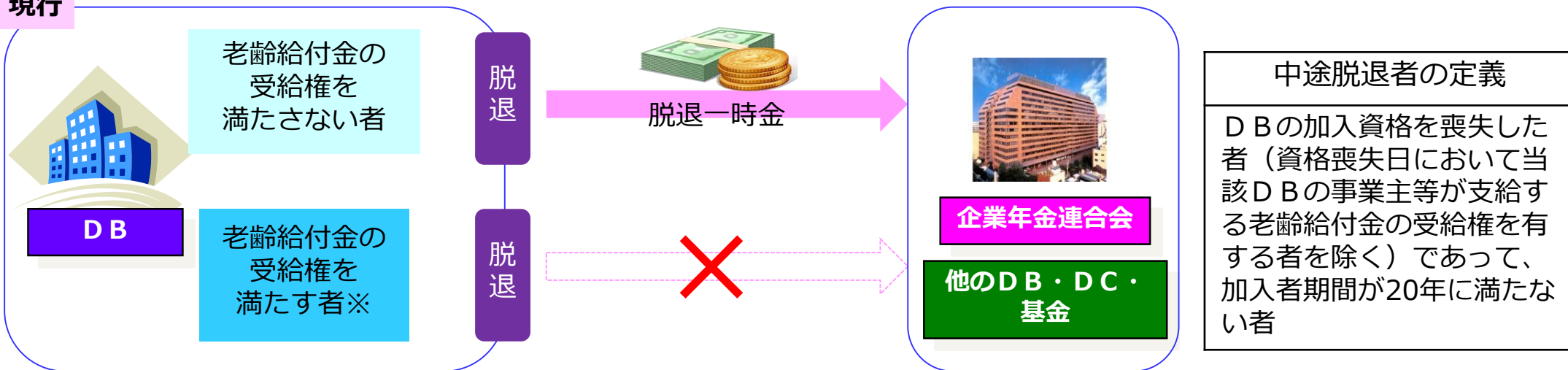
脱退一時金相当額の移換対象者の拡大

(施行日：公布の日（平成28年6月3日）から2年以内の政令で定める日)

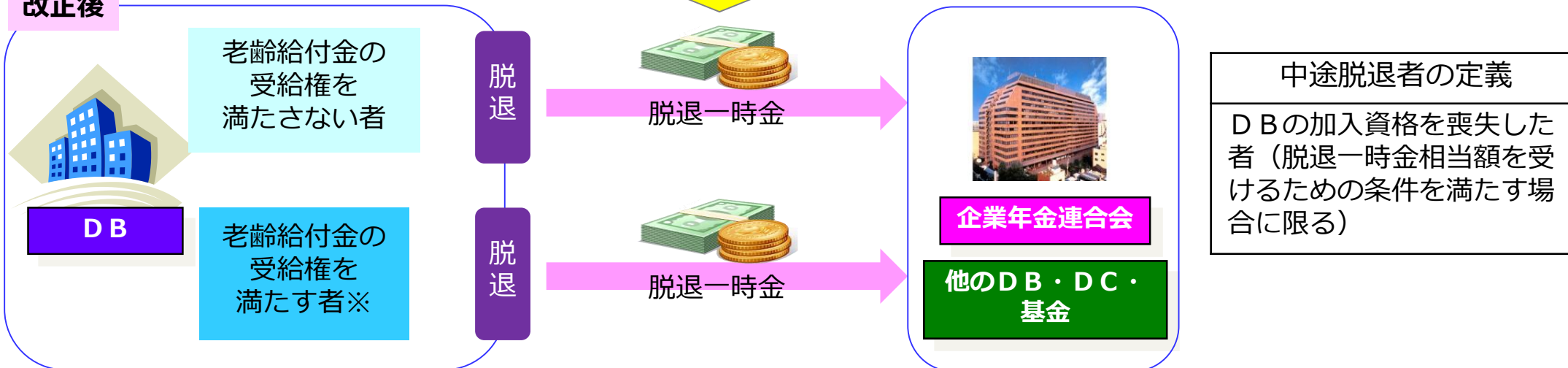
移換可能な中途脱退者の要件が、老齢給付金の受給資格者まで拡大されます。

(確定給付企業年金法第81条の2第1項・確定給付企業年金法施行令第50条の2第1項及び第54条の6関係)

現行

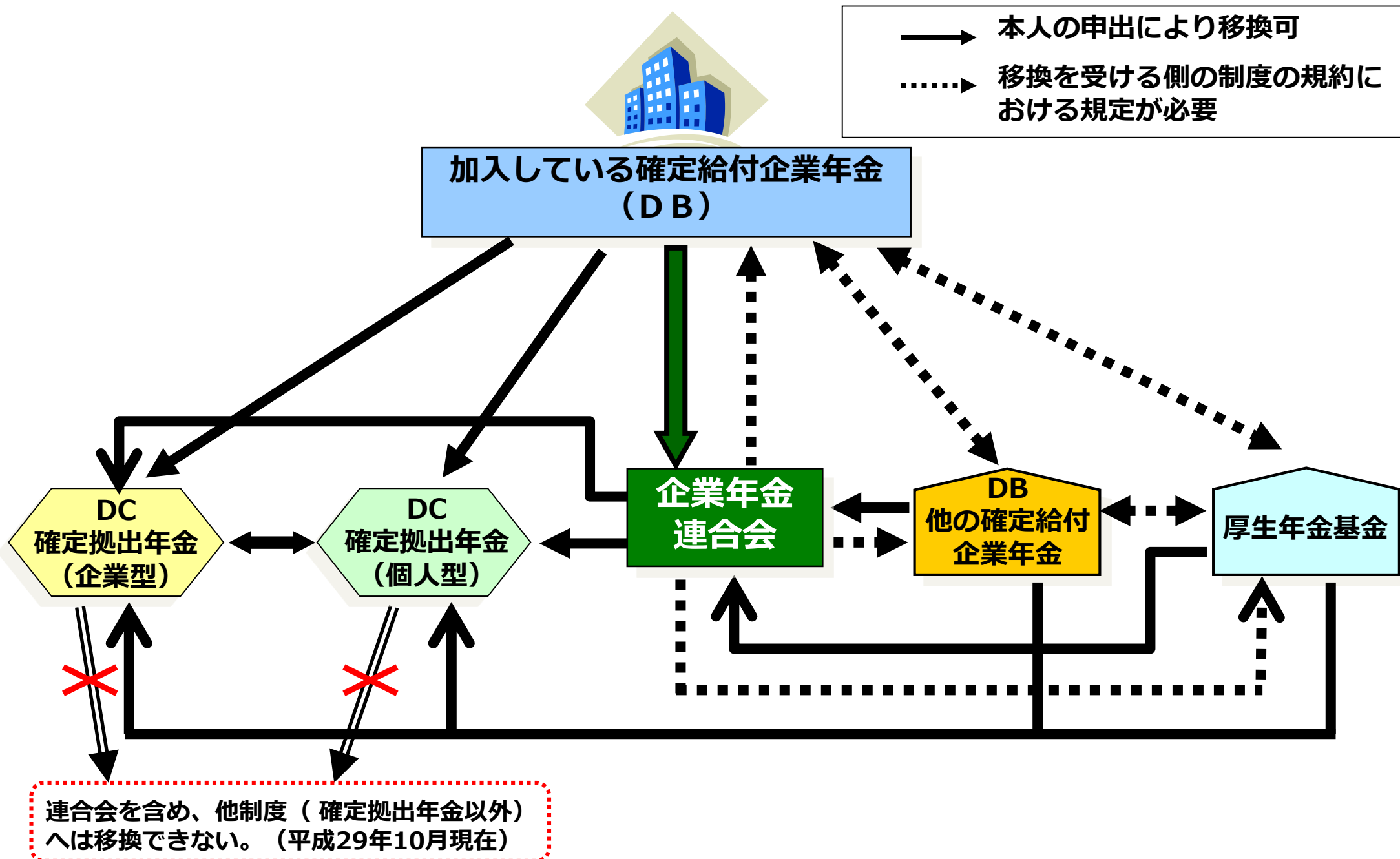


改正後



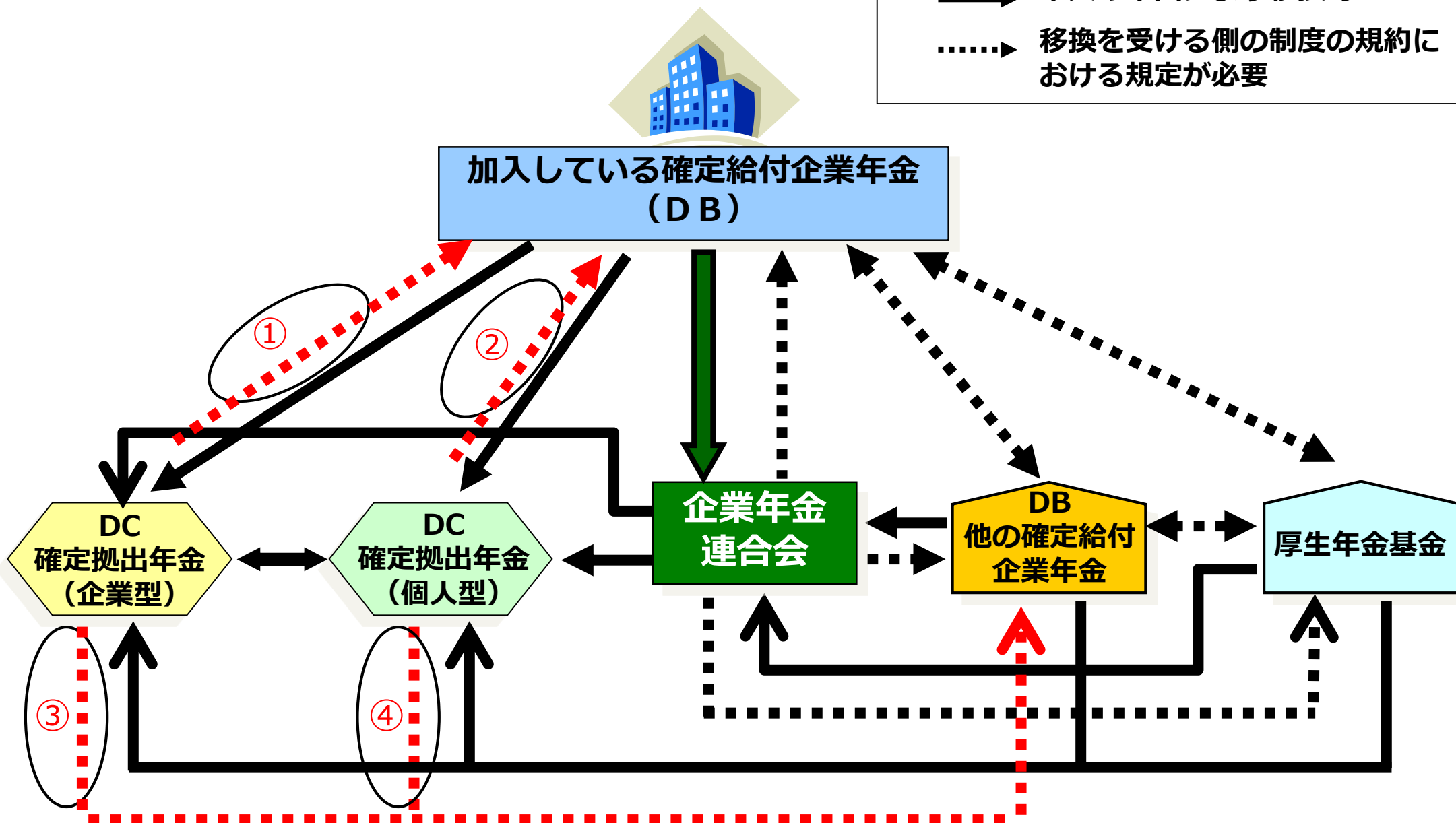
※厳密には老齢給付金を支給するための加入者期間は満たすものの、支給開始年齢に達していない者を指す

ポータビリティのイメージ（平成29年10月現在）



（施行日：公布の日（平成28年6月3日）から2年以内の政令で定める日）

- 本人の申出により移換可
-→ 移換を受ける側の制度の規約における規定が必要



ポータビリティ（制度間の資産移換）の拡充

（施行日：公布の日（平成28年6月3日）から2年以内の政令で定める日）

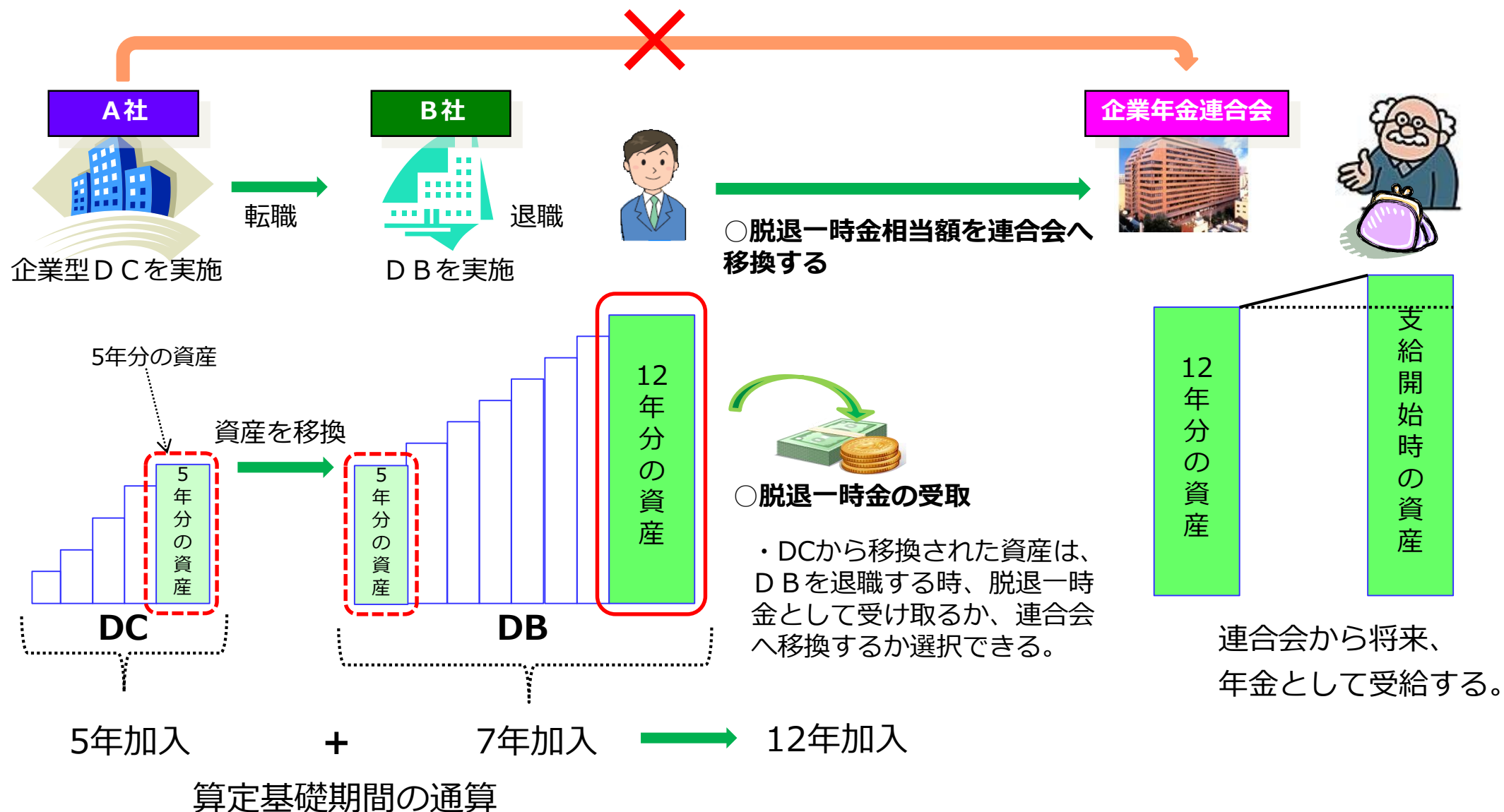
移換先の制度において規約の整備が必要

移換前に加入していた制度	移換先の制度						
		D B	企業型 D C	個人型 D C	中小企業退職金共済	企業年金連合会	厚生年金基金
	D B	○	○	○	×→○※2	○	○
	企業型 D C	×→○	○	○	×→○※2	×	×
	個人型 D C	×→○	○	/	×	×	×
	中小企業退職金共済	○※1→ ○（※1+※2）	×→ ○※2		○	×	×
	企業年金連合会	○	○	○	×	/	○
	厚生年金基金	○	○	○	○※3	○	○

- ※1 中小企業退職共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に資産の移換が可能
 ※2 合併・会社分割等の場合に限って措置（中小企業退職金共済法の一部改正（平成28年4月1日施行）
 ※3 中小企業退職金共済制度導入対象の解散厚生年金基金

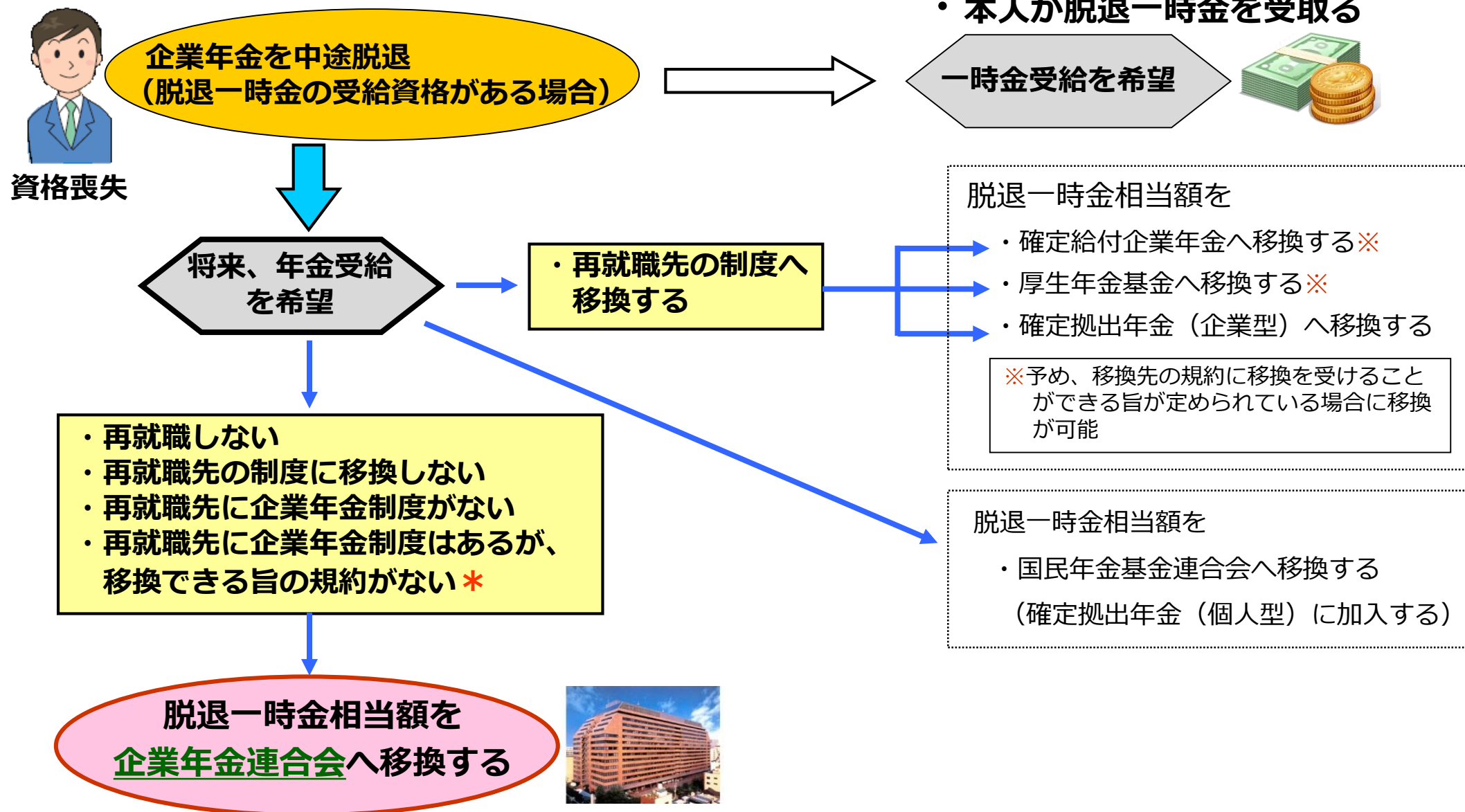
DCからDBを経由した連合会への資産移換

(施行日：公布の日（平成28年6月3日）から2年以内の政令で定める日)



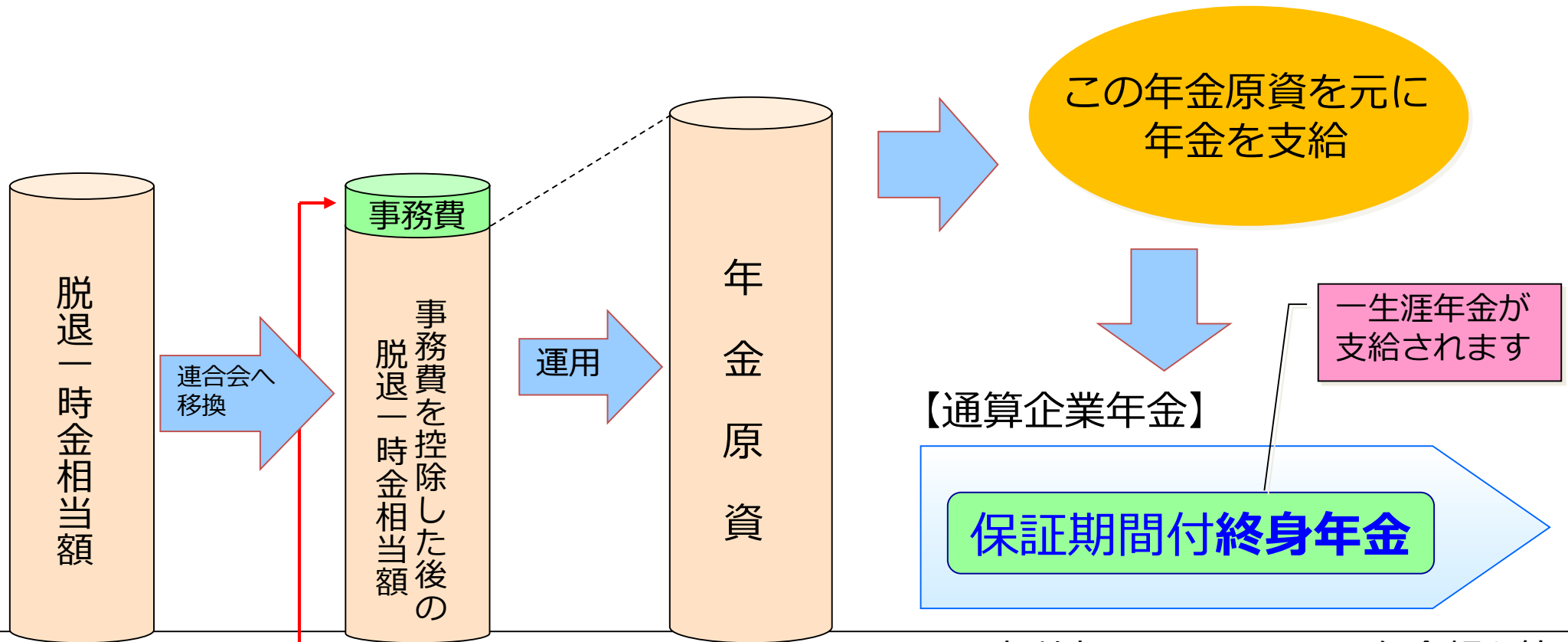
Ⅱ 連合会の「通算企業年金」

脱退一時金の選択の流れ



* 再就職先に企業年金制度があり、移換できる旨の規約がある場合でも、企業年金連合会に移換することは可能

通算企業年金のイメージ



◆ 予定利率0.50～1.50%で年金額を算定

事務費（上限34,100円）＝ 定額事務費（一律1,100円）＋ 定率事務費（上限33,000円）

※ 定率事務費は移換された脱退一時金相当額や年齢などにより異なります。

※ 脱退一時金相当額が定額事務費（一律1,100円）以下の場合は移換できません。

※ 年金額は移換された脱退一時金相当額から事務費を差し引いて計算しています。

通算企業年金の特徴

予定利率について

❁ 年金額を算定する際の予定利率は、資格喪失時の率が適用されます。

◆平成29年4月1日以降に加入資格を喪失された方は、
予定利率：0.50～1.50%で年金額を算定

移換時年齢	予定利率
45歳未満	1.50%
45歳以上55歳未満	1.25%
55歳以上65歳未満	1.00%
65歳以上	0.50%

◆平成26年10月1日から平成29年3月31日までに加入資格を喪失された方は、
予定利率：1.50～2.25%で年金額を算定

移換時年齢	予定利率
45歳未満	2.25%
45歳以上55歳未満	2.00%
55歳以上65歳未満	1.75%
65歳以上	1.50%

【参考】 予定利率について (Q&A)

Q1：通算企業年金の予定利率はどのように決まるのですか？

A1：長期国債の応募者利回りの動向を勘案した年金給付等積立金の運用収益に係る予測に基づき、定めることと
しています。従って、今後変更となることもあります。

Q2：連合会に移換した後、予定利率が変われば年金額も変わるのですか？

A2：連合会から他の企業年金制度に移換されない限り、加入資格喪失時点での予定利率が適用されますので、
たとえ連合会に移換後に予定利率が変更されても、予定利率変更後に資格喪失した者に適用されるものであるため、
それによって年金額が変わることはありません。

通算企業年金の特徴

事務費について

✿ 移換された脱退一時金相当額から、事務費（定額事務費+定率事務費）を控除します。

事務費（上限34,100円）

○移換時に脱退一時金相当額から控除されます。

定額事務費（一律1,100円）

○移換通知書の受付や移換完了通知書の送付等の事務経費に充てられます。

定率事務費（上限33,000円）

○データ管理や年金の振込み等の事務経費に充てられます。

○移換時の年齢や性別、脱退一時金相当額に応じて計算されます。



--参考--

◇移換通知後にその通知が取消された場合、その後のデータ管理や年金の振込み等の事務経費は不要となるため、定率事務費については全額返還されます。

◇既に脱退一時金相当額が連合会に移換されている方が、その後、新たに脱退一時金相当額を移換する場合、改めて年金の振込み等に要する事務経費は不要となるため、定率事務費は軽減されます。

通算企業年金の特徴

支給開始年齢について

❁ 原則として年金は、65歳から支給します。

平成12年の法律改正により、老齢厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられていますが、同様に通算企業年金の支給開始年齢についても、生年月日に応じて60歳から65歳に段階的に引き上げられています（企業年金連合会規約 第48条第2項および附則第10条）。

男性

生年月日	支給開始 年齢
～昭和28年4月1日	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日～	65歳

女性

生年月日	支給開始 年齢
～昭和33年4月1日	60歳
昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	61歳
昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	62歳
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	63歳
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	64歳
昭和41年4月2日～	65歳

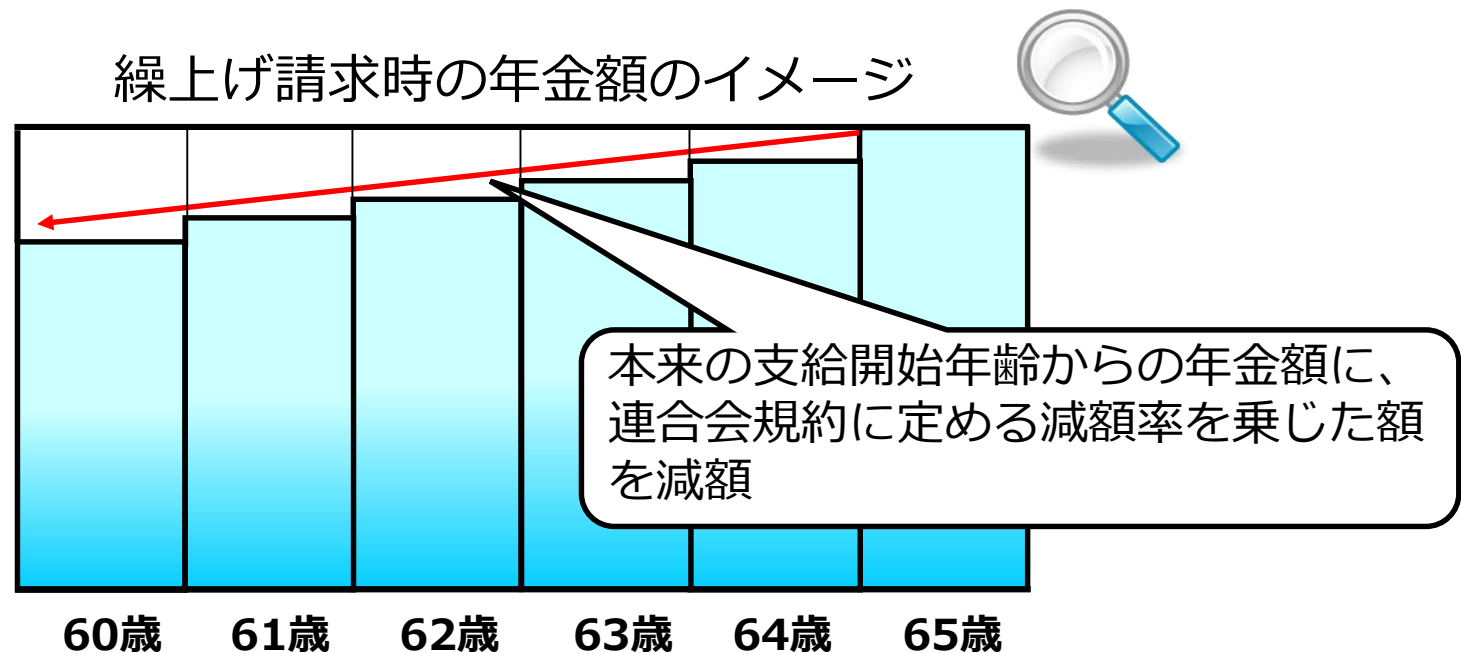
通算企業年金の特徴

繰上げ請求について

✿ 本人の選択により本来の支給開始年齢よりも早く年金を受給できます。

本来支給開始年齢が61歳以上の方は、本人の選択により本来支給開始年齢よりも早く通算企業年金を受け取ることができます（60歳以降）。ただし、年金額は、繰り上げた月数に応じて本来の年金額から減額となり支給されます。（企業年金連合会規約 附則第12条）。

なお、請求を繰り上げた場合も保証期間の終了する年齢に変更はないため、繰り上げた期間分、保証期間が延びることになります。



通算企業年金の特徴

保証期間について

✿ 保証期間とは、支給開始年齢から80歳に達するまでの期間のことを指し、その間に亡くなられた場合や、年金での受け取りから一時金での受け取りに変更した場合に、選択一時金や死亡一時金を受け取ることができる期間のことです。

通算企業年金には保証期間がついています。

右表に定める保証期間内に亡くなられた場合や、病気や災害などの理由があったときに年金での受け取りから一時金での受け取りに変更した場合に、残存保証期間に応じて、死亡一時金や選択一時金を受け取ることができます。

ただし、支給開始年齢が65歳以降の場合（65歳以降に脱退一時金相当額を移換された場合）は、保証期間は右記の通りとなります。

また、通算企業年金の繰上げ請求をした場合であっても、保証期間の終了する年齢に変更はありません。

本来支給開始年齢（歳）	保証期間（年）
65	15
66	14
67	13
68	12
69	11
70	10
71	9
72	9
73・74	8
75・76	7
77・78	6
79・80	5
81・82	4
83・84	3
85・86	2
87 以上	1

通算企業年金の特徴

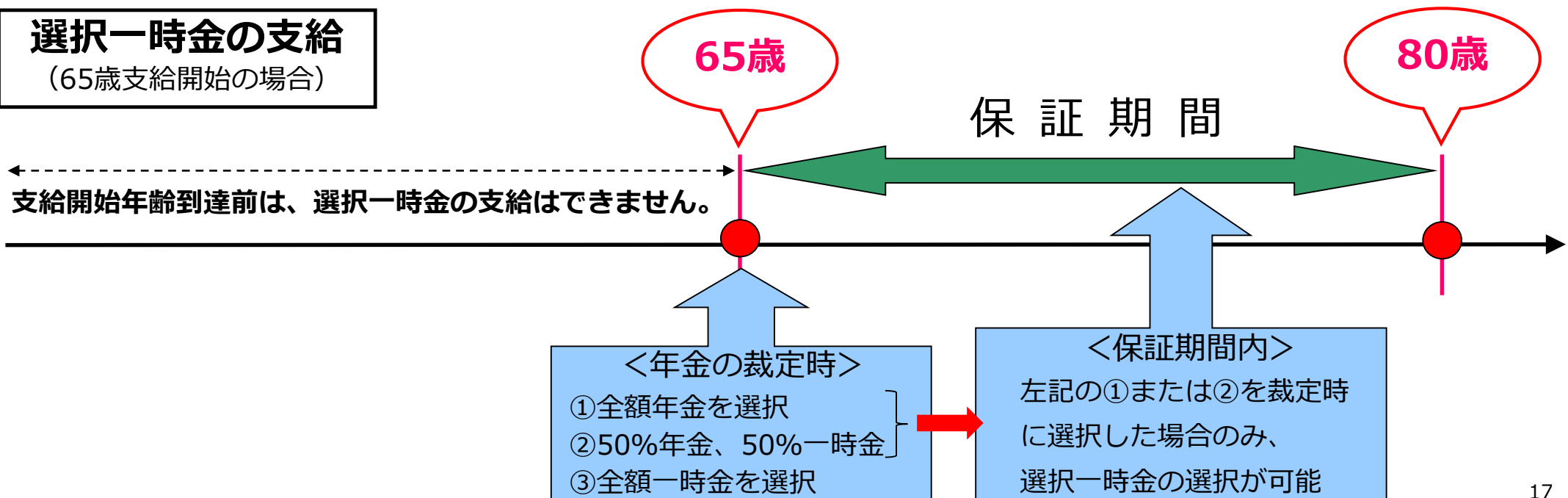
選択一時金について

✿ 選択一時金とは、以下の事情が生じた場合に限り、通算企業年金に代えて、一時金として支給されるものです。

- (ア) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと
- (イ) 受給権者がその債務を弁済することが困難なこと
- (ウ) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと
- (エ) その他 (ア) ~ (ウ) に準ずる事情がある場合

選択一時金の支給

(65歳支給開始の場合)



通算企業年金の特徴

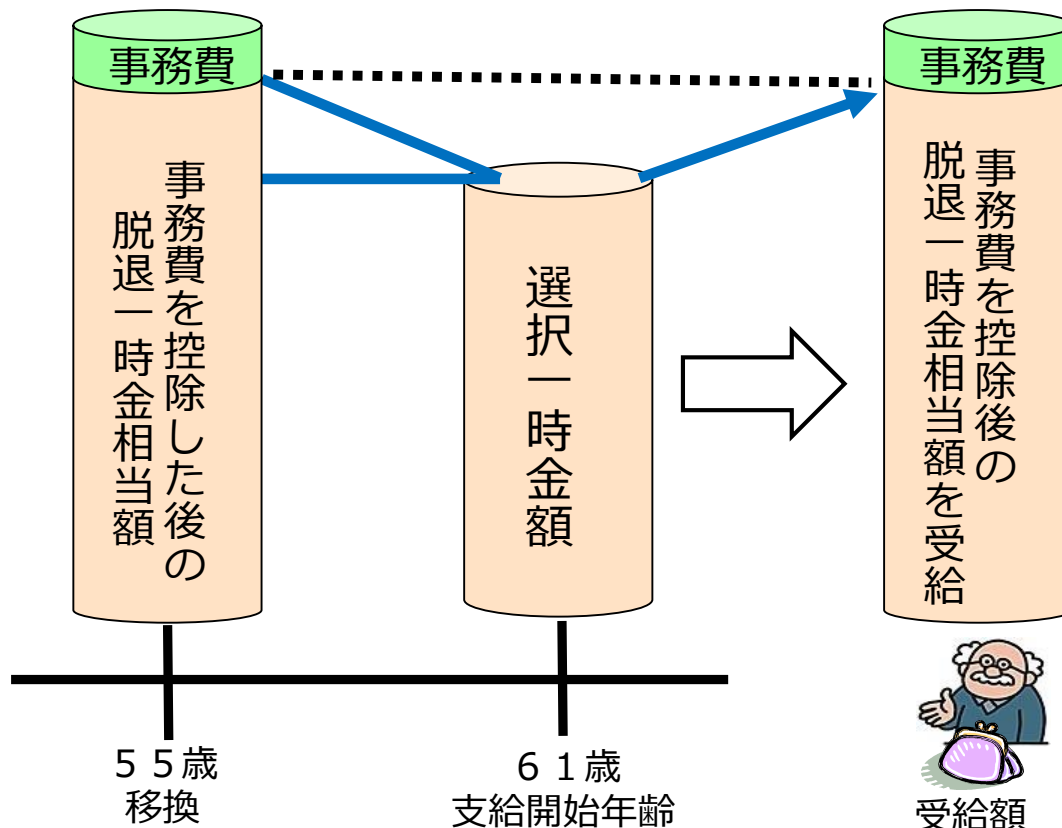
選択一時金及び死亡一時金の最低保証額について

- ✳ 選択一時金及び死亡一時金の額が、事務費控除後の脱退一時金相当額を下回ったときには、連合会規約の定めにより、事務費控除後の脱退一時金相当額が最低保証額として保証されます。

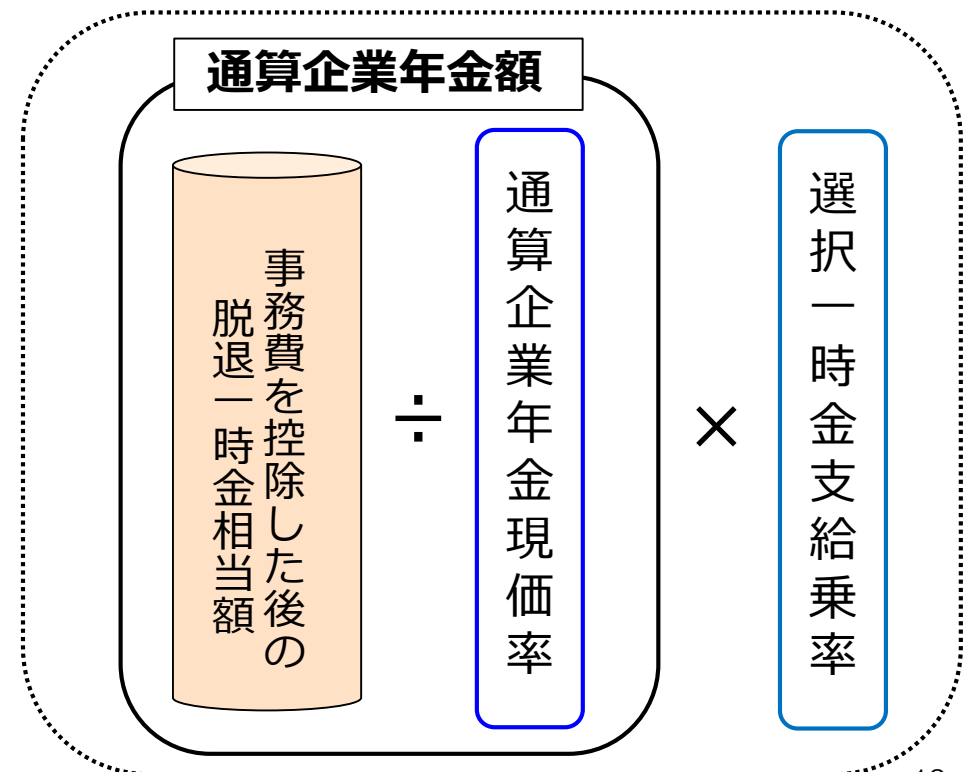
◇最低保証適用条件

選択一時金：裁定請求と同時に全額一時金として選択した場合

死亡一時金：支給開始年齢到達前に死亡した場合



参考：選択一時金額の計算式

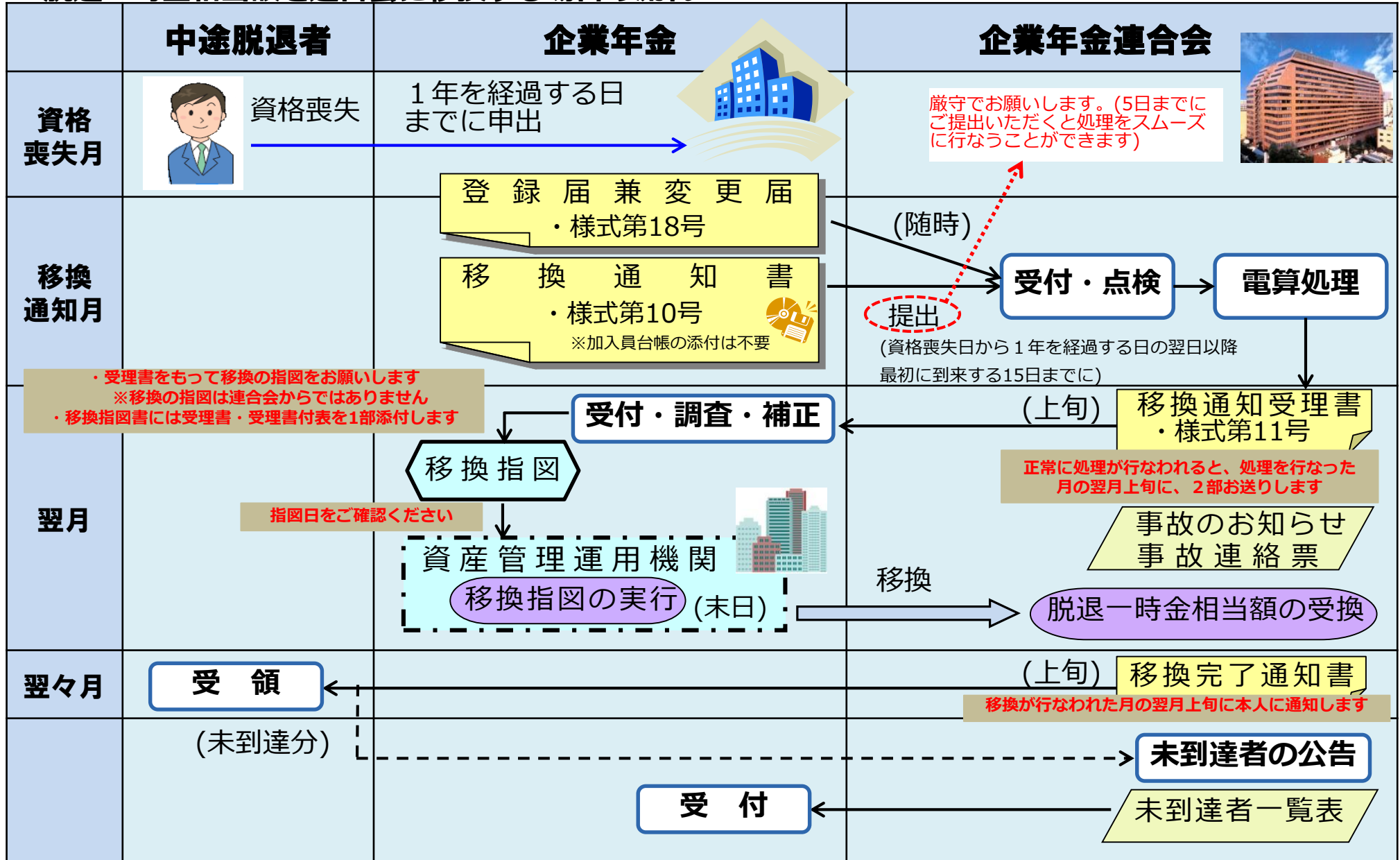


Ⅲ 中途脱退者等の事務処理

1. 連合会への移換通知事務

脱退一時金相当額を連合会に移換する場合の流れ

締切日は事前にご確認ください
 移換通知の締切日は毎月15日です（15日が土日祝日の場合は翌営業日）
 ※15日を過ぎると翌月処理となります



資格喪失時の説明義務

企業年金は、以下の事項について資格喪失者に説明する義務があります。

（「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」平成17年7月5日付 年企発第0705001号より抜粋）

- ① 移換申出期限
- ② 脱退一時金相当額及びその算定基礎期間
- ③ 脱退一時金の選択肢について（P.10参照）
- ④ 企業年金連合会、国民年金基金連合会の制度概要等

⇒ 企業年金連合会については「通算企業年金のおすすめ」のパンフレットをご活用下さい。

<H26.10版>・・・平成26年10月1日から平成29年3月31日までに
確定給付企業年金の加入者資格を喪失した方が対象。

<H29.4版>・・・平成29年4月1日以降に確定給付企業年金の加入者資格
を喪失した方が対象。

- ⑤ 退職に伴い加入者資格を喪失した者が脱退一時金を受給する場合は、
退職所得控除が適用される旨
- ⑥ 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税（生命保険料控除）、給付時に非課税
となっているが、確定給付企業年金から厚生年金基金または確定拠出年金へ脱退一時金相
当額を移換した場合は、給付時も課税される旨

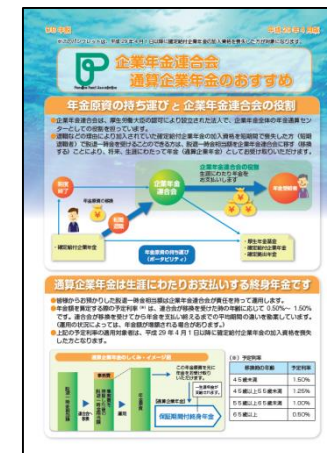
なお、改正法施行通知（局長通知 平成26年3月24日年発0324第1号）において、企業年金等の中途脱退者に対して脱退一時金相当額の移換についてわかりやすく説明することが求められており、その際は、連合会が作成しているパンフレット等を活用することとされております。

通算企業年金のおすすめ

<H26.10版>



<H29.4版>



登録届兼変更届

§ 登録届兼変更届（様式第18号）の記入方法

記入例は連合会HPに掲載しておりますので、
ご参照ください。

- 連合会へ中途脱退者の移受換事務手続きを行う際、企業年金の連絡先・通知等の送付先等を登録するための届です。
- **初回の登録時**は、以下の書類を添付してください。（設立認可時の書類等でご確認ください。）
 - ①規約番号または基金番号の確認ができる書類（写）
 - ②規約承認年月日または設立認可年月日の確認ができる書類（写）
- 複数の実施事業所の事業主が共同で企業年金を実施している場合は、**代表となる事業主が登録**を行ってください。
- 登録内容に**変更があった場合はその都度**、変更箇所欄に「○」を付け、変更内容のみを届出してください。

登録届兼変更届（様式第18号）

様式第18号
企業年金連合会
年金サービスセンター長 殿

登録届兼変更届（確定給付企業年金）

規約番号・基金番号 (会員番号)	
事業主又は基金の名称	

項 目	内 容	変更箇所
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称（規約型にあっては代表となる事業主の名称）	(写)	
担当部署名		
所在地	〒	
電話番号		
総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称		
連合会から積立金等の移換ができるか否か	() 移換できる () 移換できない	
連合会から積立金等の移換ができる場合	() 全ての積立金等を移換する () 厚生年金基金由来の年金給付等積立金等のみ移換する () 確定給付企業年金由来の積立金のみ移換する	
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	() 事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする () 中途脱退者が直接連合会に申出をする	

* 上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

平成 年 月 日

確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称

代表者又は理事長名

担当者名

初回登録時に必要な添付書類の例です
※認可の形態等により、レイアウトが異なります

規約番号または基金番号の
確認ができる書類（写）

平成 29 年 4 月 1 日

企業年金基金 殿

厚生局健康福祉部企業年金課

基金型企業年金規約の認可について

標記について、別添のとおり認可されたので、認可通知書を送付します。

なお、確定給付企業年金番号（以後「基金番号」という。）を「**四基第 号**」と定めましたので、今後関係書類には、すべての番号を付してください。

規約承認年月日または設立認可
年月日の確認ができる書類（写）

厚生労働省 号

殿

厚生年金基金から企業年金基金への移行認可書

平成29年 付 号にて申請のあった厚生年金基金が企業年金基金となることの申請については、公的年金制度の健全性及び持続性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第63号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第3条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第112条第1項の規定により認可する。

平成29年4月1日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

登録届兼変更届

§ 登録届兼変更届（様式第18号）の記入方法

様式第18号
企業年金連合会
年金サービスセンター長 殿

登録届兼変更届（確定給付企業年金）

① 規約番号・基金番号

② (会員番号)

③ 事業主又は基金の名称

項 目	内 容	変更箇所
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称（規約型にあっては代表となる事業主の名称）	(フリガナ)	
担当部署名		
所在地	〒	
電話番号		
⑤ 総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称		
⑥ 連合会から積立金等の移換ができるか否か	() 移換できる () 移換できない	
⑥ 連合会から積立金等の移換ができる場合	() 全ての積立金等を移換する () 厚生年金基金由来の年金給付等積立金等のみ移換する () 確定給付企業年金由来の積立金のみ移換する	
⑥ 連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	() 事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする () 中途脱退者が直接連合会に申出をする	⑦

「事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする」を選択した場合は、加入者は企業年金（事業主または企業年金基金）へ移換申出の申請をします。

⑦ 上記項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の

平成 年 月 日

確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称

代表者又は理事長名

担当者名

① 地方厚生局が認可した規約番号又は基金番号を記入。

・規約型：○規第XXXXXX

・基金型：○基第XXXXXX

下線部の6桁の数字を記入

② 連合会会員の場合は会員番号を記入。
(会員でない場合は記入不要)

③④ 規約型⇒会社等名称（代表者名等の事業主個人名は不要）

基金型⇒基金名称

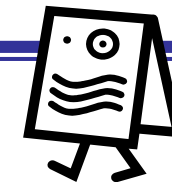
⑤ 信託銀行、生命保険会社等

⑥ 連合会にある積立金等を受け入れることが可能かどうか、規約を確認の上、記入します。

⑦ 『(○)移換できない』とした場合は記入不要。

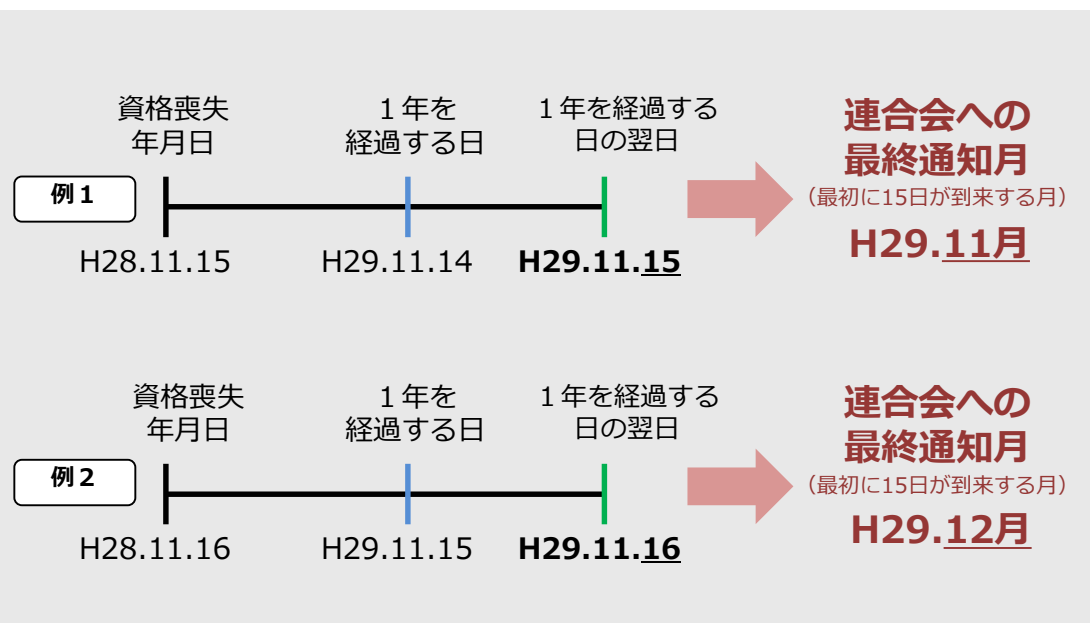
⑧ 会社の社判・代表者印等の押印は不要
(届出はFAXでも可能です)。

§ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（様式第10号）



原則として、移換通知は中途脱退者が企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して、1年を経過する日の翌日以降、最初に到来する15日までに行います。

なお、書類不備等があった場合の対応の為
できるだけ毎月5日までに通知いたします
ようお願いいたします。



中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書(様式第10号)

- ① 法改正後の様式を使用してください。
- ② 代表事業主又は企業年金基金の住所及び名称を記入し、押印してください。
- ③ 地方厚生局が認可したDB規約番号又は基金番号を記入してください。

連合会では、前月16日から当月15日受付分（＝必着分）までを当月処理いたします。
なお、書類不備等があった場合の対応の為、できるだけ5日までに通知くださいますようお願いいたします。

様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（確定給付企業年金）

① 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第46条第1項の規定により、下記の中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出を受けましたので通知します。

平成 29 年 6 月 5 日

② 事業主又は企業年金基金の住所及び名称
〒105-00××東京都港区定公園×-×-×
○△□企業年金基金

代表者又は理事長名
理事長 確鈴 一郎

印

企業年金連合会理事長殿

記

③

規約番号又は基金番号		件数	
基礎年金番号	氏 名	性別	生年月日
脱退一時金相当額	脱退一時金相当額の算定となった期間	中途脱退者が負担した掛金がある場合は、本人拠出額相当額	
住所			
		男 01 女 02	昭5 平7
円	ヶ月	円	
〒			
		男 01 女 02	昭5 平7
円	ヶ月	円	
〒			
		男 01 女 02	昭5 平7
円	ヶ月	円	
〒			

様式第10号

【記録媒体用】

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書
（確定給付企業年金：記録媒体用）

① 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第46条第1項の規定により、中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出（件）を受けましたのでFD又はCD-Rを添えて通知します。

平成 年 月 日

③ 規約番号又は基金番号

② 事業主又は企業年金基金の住所及び名称

代表者又は理事長名

印

企業年金連合会理事長殿

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書(様式第10号)

§ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（様式第10号）【記録媒体用】レイアウト



CD-Rによる中途脱退者移換申出の手続き

1. 移換申出の方法

「移換通知書（記録媒体用）」および中途脱退者記録を収録したCD-Rを連合会へ提出してください。

2. CD-Rの仕様

(1) CD-Rのサイズ等

サ イ ズ	120×120×1.2 mm (12 cm CD)	
容 量	650MB	700MB

CD-Rの記録面でない面に、次の項目を明記してください。

① 基金番号（規約番号）

② 「中脱申出」の表記

※ ラベルシール等の貼付は禁止とさせていただきます。

(2) ファイル名

ファイル名称は「DBCHUDATU.csv」としてください。

(3) ファイル形式

CSV形式（データを項目ごとに、カンマ（,）で区切ったファイル形式）で作成してください。

例えば、EXCELにてデータを作成し、保存の際ファイル形式をCSVとし保存することでCSV形式のファイルが作成できます。

(4) 文字コード

全角文字は、すべてSHIFT-JISコードで入力してください。（漢字の水準については、第2水準までとしてください。）

半角文字は、すべてJISコードで入力してください。

記録媒体で提出前に
CSVファイルの確認

注意点 1

- ・ 連合会指定のファイル名ですか？ ファイル名…「DBCHUDATU.csv」
- ・ 指定されたファイル形式ですか？ ファイル形式…CSV形式（カンマ区切りの形式）

注意点 2

- ・ 数字の先頭「0」がスペースになっていませんか？ 全角文字…SHIFT-JISコード
- ・ 「、,」等、余計な記号が入っていませんか？ 半角文字…JISコード

レコードレイアウト（データ内容）

項番	項目	区分	桁数	内容
1	データ識別区分	半角	2	' 51' を固定で入力してください。
2	漢字判定区分	半角	1	' 3' を固定で入力してください。
3	移換通知年月日	半角	8	移換通知書を提出する年（4桁）月日を西暦で入力してください。 （例）平成19年6月5日＝20070605
4	規約番号又は基金番号	半角	～6	規約番号または基金番号を6桁以内で入力してください。…上位0省略可 （例）○基 XXXXXX ○規 XXXXXX 下線部分の番号を入力してください。
5	基礎年金番号	半角	10	記号4桁、番号6桁の10桁で入力してください。
6	加入者氏名（カナ）	半角	～20	氏名は姓と名の間に必ず半角スペース1桁を入力してください。 外国人の場合はカナがアルファベットで入力してください。 海外居住者で項番17の住所がアルファベットの場合はアルファベットで入力してください。
7	氏名漢字有無区分	半角	1	項番8の加入者氏名（漢字）が有る場合は' 1' を、無い場合は' 2' を入力してください。
8	加入者氏名（漢字）	全角	～10	氏名は姓と名の間に必ず全角スペース1桁を入力してください。 原則として、外国人および海外居住者は空欄としてください。
9	性別	半角	1	男性＝1、女性＝2を入力してください。
10	生年月日	半角	8	生年月日を西暦で入力してください。
11	資格喪失年月日	半角	8	確定給付企業年金の加入者の資格喪失年月日を西暦で入力してください。
12	脱退一時金相当額	半角	～9	移換する脱退一時金相当額を入力してください。
13	脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間	半角	～3	移換する脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間（月数）を入力してください。
14	本人拠出相当額	半角	～9	中途脱退者本人が負担した掛金がある場合は本人拠出相当額を入力してください。 中途脱退者本人が負担した掛金がない場合は' 0' を入力してください。
15	住所状態区分	半角	1	項番17の住所の状態を入力してください。 住所の文字が半角の場合＝1 住所の文字が全角の場合＝2
16	郵便番号	半角	7	続けて7桁で入力してください。 海外居住者は' 9999999' と入力してください。
17	住所	半角 全角	～100 ～50	項番15の状態区分が' 1' の場合は半角100文字以内、' 2' の場合は全角50文字以内で入力してください。 海外居住者は国名も入力してください。 原則として、海外居住者はアルファベットで入力してください。

* 金額、住所等、各項目内にカンマ（,）は入力しないでください。

* 半角カナで入力する項目については、カナ小文字は使用できません。

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書(様式第10号)の記入方法

① 健全化法適用の様式を使用します。

② 地方厚生局が認可した規約番号(規約型)又は基金番号(基金型)を記入します。
 <記入例>
 ・ 東基第××××××
 ・ 関規第××××××
 下線部の6桁の数字を記入

③ カナ氏名の記入漏れにご注意下さい。

④ ○の付け忘れにご注意下さい。

⑤ 規約に基づく年月日を記入します。
 * 資格喪失年月日以降に通知して下さい。

⑥ 総脱退一時金相当額を記入します。
 * ⑧ 本人拠出相当額がある場合は、その額を含めて記入。

様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書(確定給付企業年金)

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第46条第1項の規定により、下記の中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出を受けましたので通知します。

平成 29 年 6 月 5 日

同時に複数枚提出する場合は、1枚目に総件数を記入し、2枚目以降は空欄にします。

⑪

事業主又は企業年金基金の住所及び名称
 〒105-00××東京都港区芝公園×-×-×
 ○△□企業年金基金

代表者又は理事長名
 理事長 確給 一郎

印

② 規約番号又は基金番号		0 0 0 1 2 X						① 件数		0 0 0 3	
基礎年金番号		氏名				性別	生年月日		資格喪失年月日		
脱退一時金相当額		脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間				中途脱退者が負担した掛金がある場合は、本人拠出相当額					
住所		③ キキン クロウ				④ 男 01		⑤ 昭5		3 0 0 5 0 5 平7 2 3 0 3 3 1	
2 2 2 2 1 2 3 4 5 X		基金 太郎				女 02		昭5 平7			
⑥ 2,000,000 円		⑦ 180 ケ月		⑧ 50,000 円							
〒 160-0023											
⑨ 新宿区西新宿×-×-×											
3 3 3 3 2 3 4 5 6 △		⑩ JUSTIN WONDER				男 01		昭5		5 4 0 7 0 7 平7 2 3 0 3 3 1	
300,000 円		84 ケ月		0 円							
〒 999-9999											
2220 EAST ROAD HOUSTON TX 75555 U.S.A.											

⑪ 確定給付企業年金の実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称及び住所を記入します。また、代表者又は理事長名を記入の上、押印します。
 ※複数の実施事業所の事業主が共同で企業年金を実施している場合等であっても、様式第18号で登録済みの「代表事業主又は企業年金基金の名称および住所」で通知します。

⑦ 月数で記入します。

⑧ 確定給付企業年金制度での本人拠出掛金がある場合に記入します。

⑨ 住所は、住所記入欄に記入します。

⑩ 外国人氏名・・・(フリガナ) 欄に、アルファベット半角大文字(20文字以内)で記入します。
 外国住所・・・郵便番号を999-9999として、アルファベット半角大文字(100文字以内)で記入します。

※記録媒体で通知する場合も、アルファベットは半角大文字で作成します。



氏名・住所の収録文字

連合会の電子計算機処理上、収録文字数に制限があるため、移換通知時の外国居住者（外国人及び日本人）の氏名・住所の記入時や記録媒体作成時に以下の点に留意して作成いただくようお願いいたします。

■ 収録文字数(スペースを含む上限)

	文字数	国内居住者	海外居住者
カナ氏名欄	半角20文字以内（全角不可）	カナ	アルファベット（半角大文字）
漢字氏名欄	全角10文字以内	漢字	—

		文字数	国内居住者	海外居住者
住所欄	郵便番号	半角7文字	123-4567(任意の番号)	999-9999(固定)
	住所	半角100文字以内 （全角不可）	カナ	アルファベット（半角大文字）
		全角50文字以内	漢字	—

国内居住者の住所は、カナまたは漢字のいずれかで可。

■ カナ氏名が20文字を超える場合

氏名 MICHAEL THOMAS JACKSON（22文字）

→ MICHAEL T JACKSON（17文字にして移換通知）

■ 漢字表示のある国の場合の記入例

氏名 王 守団

→ WANG SHOU TUAN

住所 中国 山東省 平戸市 祝溝鎮 北岔道口村 15号

→ ZHONG GUO SHAN DONG SHENG PING DU SI ZHU GOU ZEN BEI CHA DAO KOU CUN 15HAO

＊現地の読み方をアルファベットでご記入ください。不明な時は漢字でも構いませんが、収録できない場合がありますので、ご了承ください。

連合会で移換の処理が完了した後に企業年金へ送付する書類及び事務

§ 「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書及び付表（様式第11号・第11号付表）」



連合会

移換通知受理書
及び付表

- ① 受理書・受理書付表
一部：企業年金控え
一部：指図書添付用

① 企業年金から通知された「移換通知書」（様式第10号）に基づき、連合会で電子計算処理等のプロセスを経て、翌月上旬に「移換通知受理書」及び「付表」（様式第11号・第11号付表）を2部ずつ、企業年金へ送付します。

② 「移換通知受理書」及び「付表」を受けた企業年金は、その「移換通知受理書」及び「付表」を受けた日の属する月の末日までに脱退一時金相当額を連合会へ移換するよう、資産管理運用機関・受託機関へ指図します。



企業年金

②

指図書

移換通知受理書
及び付表



資産管理運用機関
受託機関

§ 「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書及び付表（様式第11号）」の見本
【様式第11号】

様式第11号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書

105-XXXX

港区 ●●● 3-X-X

◇◇ビル 3階

○×△

<00012X>

確定給付企業年金事業主 殿

企業年金基金理事長 殿

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第46条第1項の規定により、脱退一時金相当額の移換の申出のあった中途脱退者に係る移換通知書を受理しましたので、下記の脱退一時金相当額を本月末までに企業年金連合会に移換してください。

記

規約番号または基金番号		00012X 号	平成 XX 年 6 月通知分
性別	項目 件 数	移換時年金額 (円)	脱退一時金相当額 (円) (うち、事務費 (円))
男 子	1	117,041	949,600 (34,100)
女 子	0	0	0 (0)
合 計	1	117,041	949,600 (34,100)

平成 XX 年 7 月 1 日

企 業 年 金 連 合 会

理 事 長

印

企業年金から通知された「移換通知書」（様式第10号）に基づき、連合会で電子計算処理等のプロセスを経て、翌月上旬に「移換通知受理書」及び「付表」（様式第11号・第11号付表）を2部ずつ、企業年金へ送付します。

移換通知年月

連合会に移換する金額

【様式第11号付表】

[illegible]

中途脱退者への通知

移換完了通知書（通算企業年金の支給について）

（表面）

移換完了通知書（通算企業年金の支給について）

あなたが加入していた企業年金から、脱退一時金相当額を 平成26年5月31日 付で
企業年金連合会がお受けしましたので、通算企業年金を支給開始年齢から終身にわたり支給する
ことをお知らせします。

平成26年6月1日

企業年金連合会

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 氏名 | レンゴウカイ タロウ |
| 連合会 | 太郎 |
| 2. 基礎年金番号 | 2222-12345X |
| 3. 脱退一時金相当額を連合会に移換した企業年金の名称 | 〇×△企業年金基金 |
| | 〈 00012X 〉 |
| 4. 移換された脱退一時金相当額 | 1,500,000 円 |
| 5. 将来支払われる通算企業年金額（年間の支払見込額） | 160,925 円 |
| 6. 支給開始年齢 | 65 歳 |
| 7. 保証期間 | 80歳到達まで |

※「移換完了通知書」は、あなた様に将来支払われる年金の情報が記載されている重要な書類ですので、国の年金手帳等とともに大切に保管してください。（同封のパンフレット「年金の請求と各種届出等について（重要）」も一緒に保管してください。）

※上記の「移換完了通知書」に記載されている内容に誤りや不明な点がありましたら、企業年金連合会にご連絡ください。

※住所・氏名を変更した場合は、その都度、同封の「年金の請求と各種届出等について（重要）」を参照のうえ、住所・氏名変更届を企業年金連合会へご送付ください。

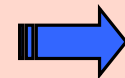
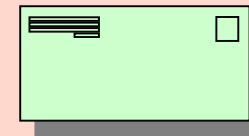
105-8722
港区 芝公園 △△△

連合会 太郎 様

《お問合せ、各種届書の送付先》

〒105-8722
港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階
企業年金連合会
年金サービスセンター 年金相談室 宛
電話 0570-02-2666
※IP電話・PHSからは「03-5777-2666」
にお電話ください。

連合会では中途脱退者へ脱退一時金相当額の移換を受けた旨を記載した「移換完了通知書」を、移換を受けた日の属する月の翌月上旬（＝移換通知月の翌々月上旬）に送付します。



封筒で送付

＋
（プラス）

年金の請求と 各種届出等について （重要）

移換完了通知書と一緒に大切に保管してください

忘れずにお届けください
住所・氏名変更は



Penkō Fund Association
企業年金連合会
企業年金の明日を担う

- ・外国人で海外に居住されている方につきましては、移換完了通知書の見方についての外国人向けリーフレットを同封し送付しています。
 - ・また国内居住の外国人の場合は移換通知時に依頼をしていただければ、外国人向けリーフレットを同封いたします。
- ※現在、五ヶ国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）の用意があります。

移換完了通知書の未到達

本人あてに送付した「移換完了通知書」が住所不明等で連合会に返送されたときには、連合会では、該当者を公告（ＨＰへの掲載及び事務所内への掲示）するとともに、**「通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表」**を企業年金へ２部送付します。

通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覽表

通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表

(平成26年4月通知)

〒111-0000
◇◇市▼町 1-1-1

○×△企業年金基金

<00012X>

確定給付企業年金事業主 殿
企業年金基金理事長 殿

規約番号又は基金番号

00012X 号

項番	基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	未 到 達 住 所 新 住 所
1	2222-12345X	連合会 太郎	男	昭和49.5.5	105-8722 港区芝公園 △△△ 222-XXXX 神奈川県○○市××× 2-2

移換完了通知書未到達者一覧表を送付します。
住所が判明したときは、太枠の新住所欄に記入の上、一部を連合会へ返送してください。
なお、氏名変更が判明したときは、訂正届を併せて提出してください。

企業年金連合会

新しい住所が判明した場合には、
新住所欄に記入のうえ、1部を連
合会に返送して下さい。

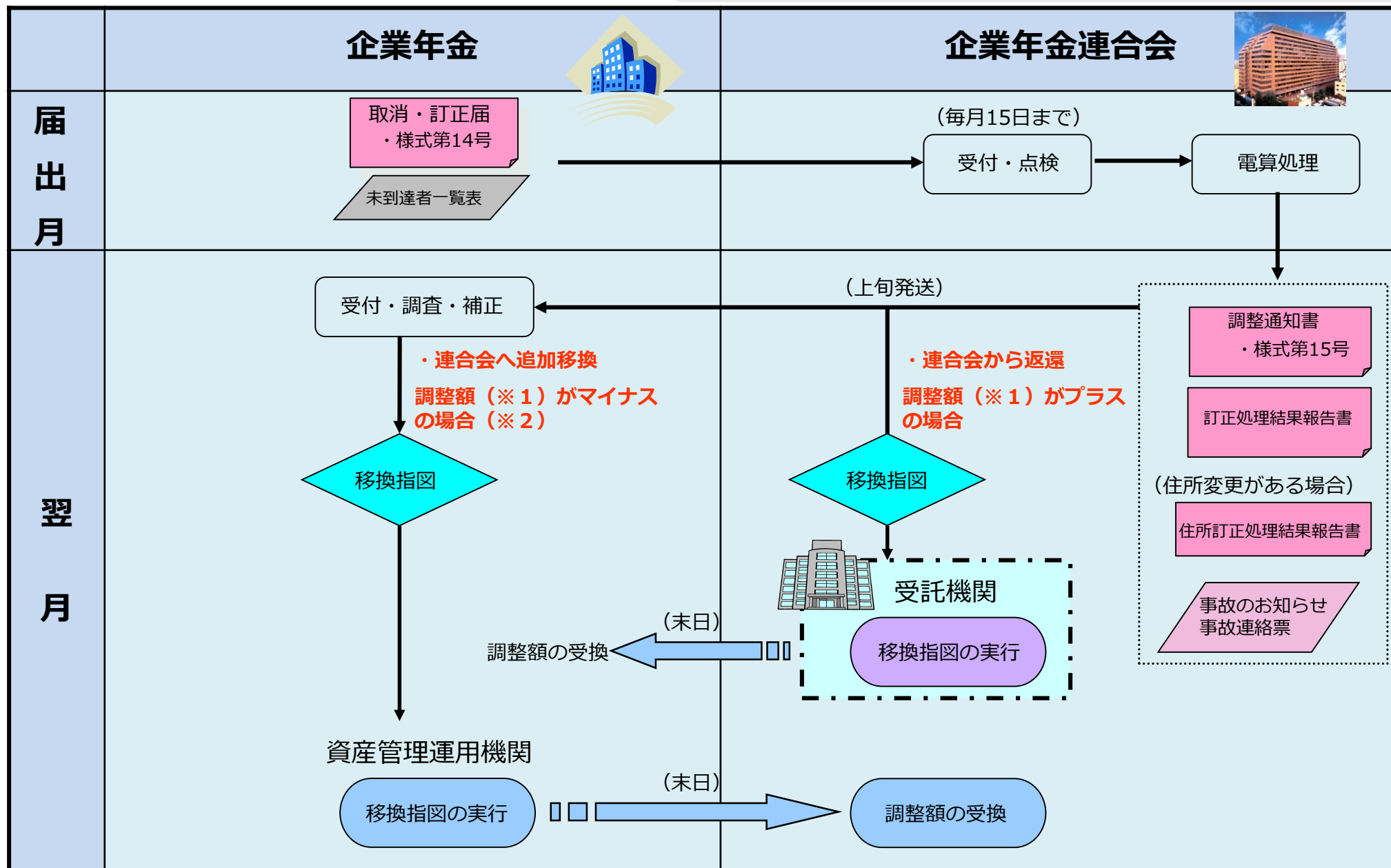
訂正処理完了後、連合会から改めて「移換完了通知書」を本人あてに送付します。

2. 取消・訂正事務

- ※1 調整額とは、訂正や取消により、既に連合会に移換した脱退一時金相当額に対して、増減が生じた金額（①連合会から返還する金額はプラス、②連合会へ追加移換する金額はマイナス）のことです。
- ※2 資産管理運用機関によっては、調整額がプラスでも移換指図が必要な場合があります。

連合会に移換した記録について、取消・訂正がある場合の流れ

締切日は事前にご確認ください
取消・訂正届の締切日は毎月15日です（15日が土日祝日の場合は翌営業日）
※15日を過ぎると翌月処理となります



中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届の記入方法

§ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号・第14号付表）

様式第14号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知に係る取消・訂正を届け出ます。

取消件数 1 件

訂正件数 1 件

平成 23 年 11 月 3 日

規約番号又は基金番号
第 00012X 号

事業主又は企業年金基金の住所及び名称
〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
◇◇市▼町 1-1-1

代表者又は理事長名
○×企業年金基金
年 金 △ △ 雄 印

企業年金連合会理事長 殿

様式第14号付表

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

様式第14号と第14号付表を、セットで提出します。

規約番号又は基金番号
0 0 0 1 2 X

移換通知年月
平成 23 年 3 月

基礎年金番号	氏名（カナ）	性別	生 年 月 日
5 5 5 5 1 2 3 4 5 X	レンゴウカイ ハナコ	男 01	昭 5 52 年 3 月 3 日
		女 02	平 7

☒ 取消：52

取消する脱退一時金相当額 500,000 円

☐ 訂正：53 ② 訂正する箇所のみ記入

基礎年金番号	氏名（カナ）	氏名（漢字）

性別	生 年 月 日	資格喪失年月日	脱退一時金相当額の算定基礎となった期間
男 01	昭 5 年 月 日	平成 年 月 日	月
女 02	平 7 年 月 日		

脱退一時金相当額 円 本人拠出相当額 円

訂 正 後 住 所 円

〒

押印して下さい。

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届の記入方法

§ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号・第14号付表）

取消届の記入例

連合会へ移換した記録について取消をする場合に提出します。様式第14号とセットで提出します。

「移換通知受理書」「受理書付表」（P.29参照）に記載の「移換通知年月」を記入して下さい。
※取消・訂正届の提出月ではありません。

対象者の基本項目を記入してください。

取消にチェックして下さい。

様式第14号付表

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

規約番号又は 基金番号	0	0	0	1	2	X
----------------	---	---	---	---	---	---

移換通知年月	平成	23	年	3	月
--------	----	----	---	---	---

基礎年金番号	氏名（カナ）	性別	生年月日
5 5 5 5 1 2 3 4 5 X	レンゴウカイ ハナコ	男 01 女 02	昭 5 平 7 52 年 3 月 3 日

☒ 取消：52

取消する脱退一時金相当額	500,000	円
--------------	---------	---

☐ 訂正：53 ⑧ 訂正する箇所のみ記入

基礎年金番号	氏名（カナ）	氏名（漢字）
性別	生年月日	資格喪失年月日
男 01	昭 5	
女 02	平 7	
脱退一時金相当額	本人拠出相当額	
円	円	
訂正後住所		
〒		

§ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号・第14号付表）

訂正届の記入例

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届(付表)

取消・訂正に係る手続き・調整通知書等の送付

連合会へ移換した脱退一時金相当額に関する記録の取消・訂正処理について

取消処理を行った場合

脱退一時金相当額の調整が発生します。連合会は、処理を行った月の翌月上旬に「**中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書（様式第15号）**」（以下「調整通知書」）を企業年金へ送付します。



- ◇ 定額事務費（1,100円）を控除して返還いたします。
- ◇ 「移換通知書」の処理と同月に取消処理を行った場合は、「移換通知書」「取消・訂正届」とも事故となり、受理されず、「**事故連絡票**」にてその結果をお知らせします。

訂正処理を行った場合

連合会は、処理を行った月の翌月上旬に「**中途脱退者訂正処理結果報告書**」を企業年金へ送付します。

また、訂正の内容により、脱退一時金相当額の調整が発生する場合は、併せて「調整通知書」を送付します。

※訂正の内容によって、年金額及び事務費の変更が伴う場合があります。

中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書の見方

§ 中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書（様式第15号）

様式第15号

中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書

1 ページ

〒

○×企業
<00012X 号>

**<平成23年11月処理の場合>
経過月数8カ月
(平成23年4月～12月)**

中途脱退者の取消又は記録等の訂正により脱退一時金相当額を調整した結果
下記になりましたので通知します。

利息を計算する場合の差額・・・481,000円（1,000円未満切捨て）

$$481,000円 \times 0.0225 (2.25\%) \times 8 / 12 \\ = 7,215円 (1円未満四捨五入)$$

規約番号又は基金番号	00012X 号	基礎年金番号	氏 名	性別	生年月日	通知年月	① 申 出 額 ②(うち事務費)	③取消又は訂正後の額 ④(うち事務費)	⑤ 差 額 ((①-②)-(③-④))	⑥ 差額に対する 利息額	⑦ 調理事務費 (②-④)	調 整 額 (⑤+⑥+⑦)
5555-12345X			レンゴウカイ ハナコ 連 合 会 花 子	女	昭和52.03.03	平成23.3	500,000円 (18,264)	0円 (1,100)	481,736円	7,215円	17,164円	506,115円
9999-12345X			ネンキン イチロウ 年 金 一 郎	男	昭和56.12.12	平成23.1	250,000円 (10,042)	300,000円 (11,840)	-48,202円	-900円	-1,798円	-50,900円

**<平成23年11月処理の場合>
経過月数10カ月
(平成23年2月～12月)**

利息を計算する場合の差額・・・-48,000円（1,000円未満切捨て）

$$-48,000円 \times 0.0225 (2.25\%) \times 10 / 12 \\ = -900円 (1円未満四捨五入)$$

項目 性別	件 数	調整額 (円)
男 子	1	-50,900
女 子	1	506,115
合 計	2	455,215

- ・ マイナス：企業年金 → 連合会へ追加移換
- ・ プラス：連合会 → 企業年金へ返還

追加移換いただくまたは返還する金額です。

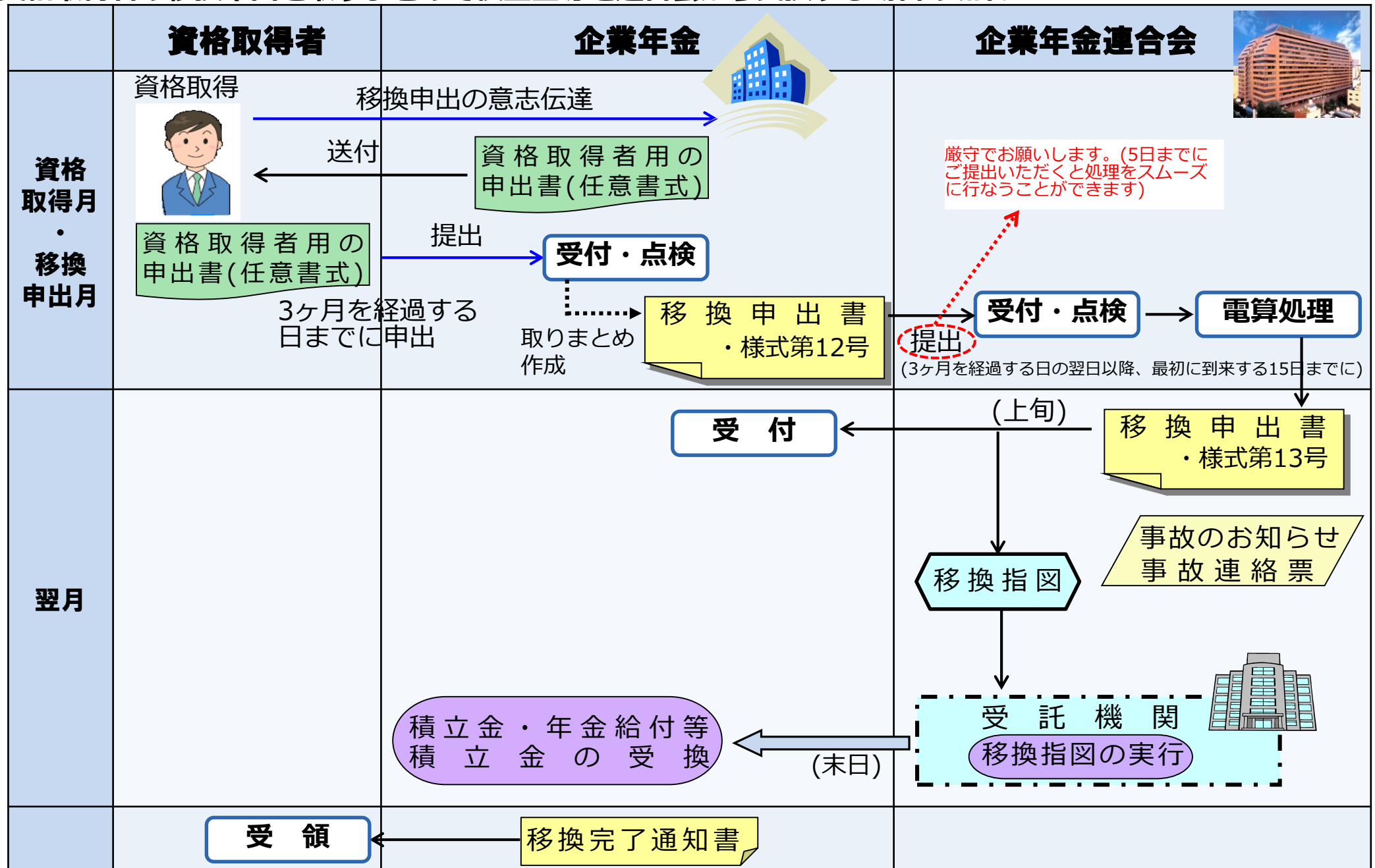
§ 住所訂正処理結果報告書

39

3. 企業年金への移換申出事務

締切日は事前にご確認ください
 移換申出の締切日は毎月15日です（15日が土日祝日の場合は翌営業日）
 ※15日を過ぎると翌月処理となります

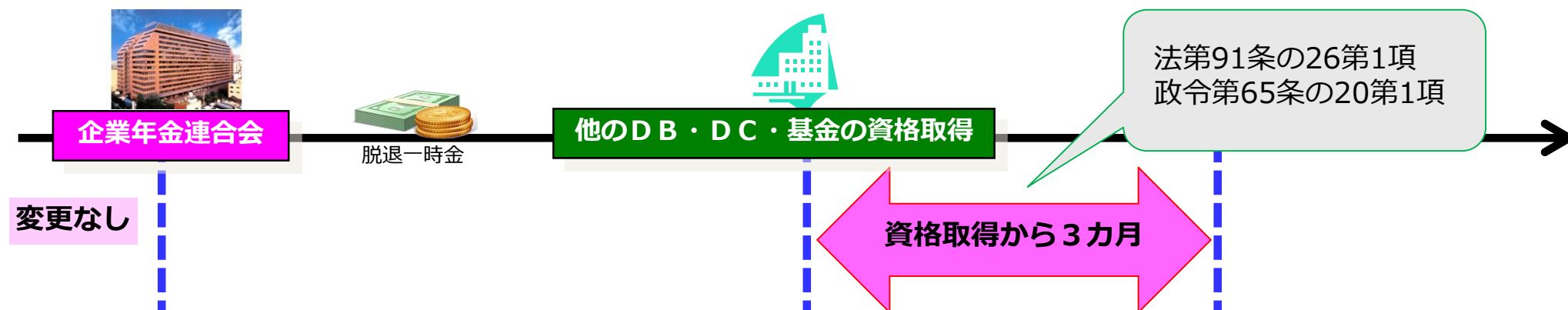
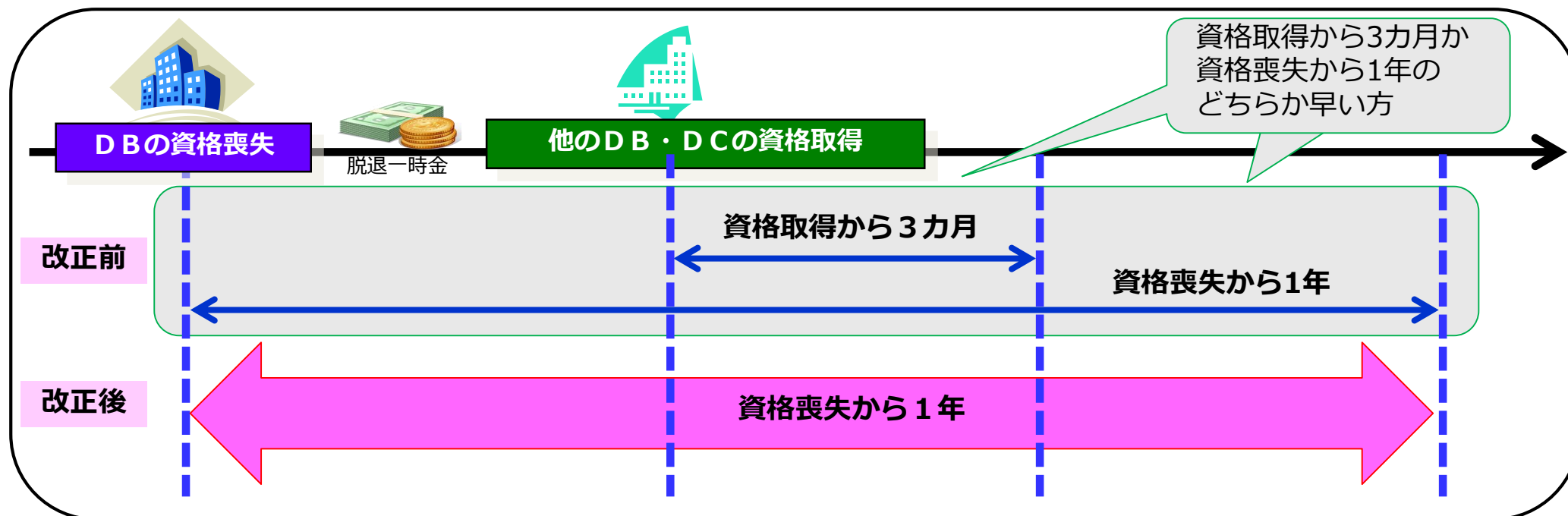
資格取得者の移換申出を取りまとめて積立金等を連合会から受換する場合の流れ



脱退一時金相当額を移換する場合の申出要件の緩和（平成28年7月1日施行）

D B の中途脱退者に係る脱退一時金相当額を他の D B 又は D C に移換する際には、移換元 D B の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日までに限って行うことができます。

（確定給付企業年金法第81条の2第1項・確定給付企業年金法施行令第50条の2第1項及び第54条の6関係）



資格取得時の説明義務

企業年金は、以下の事項について資格取得者に説明する義務があります。

（「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」平成17年7月5日付 年企発第0705001号より抜粋）

- ① 給付に関する事項
- ② 移換申出期限と移換申出の手続き

＜本人申出の注意事項＞



以下の項目について本人にお知らせください。

- ・ 加入している企業年金の規約番号または基金番号
- ・ 加入している企業年金の名称

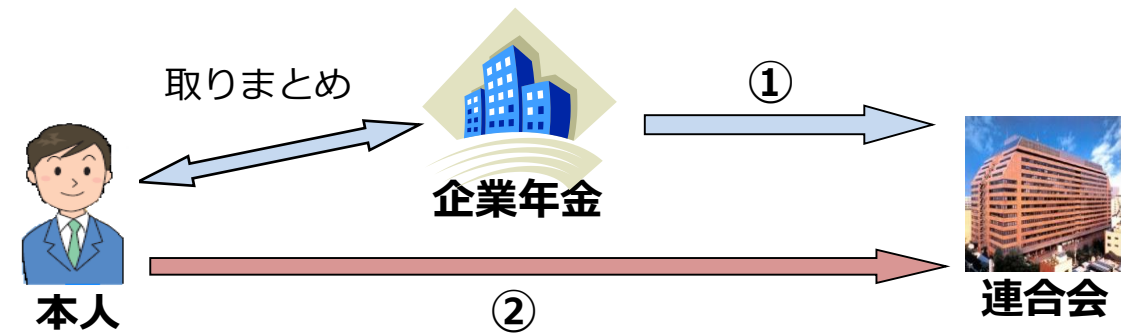
- ③ 脱退一時金相当額を移換された場合、企業年金の加入者期間に算入する期間及びその算定方法
- ④ 加入者期間が1年未満である者について、算定基礎期間を通算しないことを定めている場合は、その旨及びその概要
- ⑤ 制度変更を検討している場合で、その変更内容等を加入者や受給権者に説明している場合には、それと同様の内容

積立金等の移換申出

移換申出方法は次の2つがあります

⇒ 事前に連合会へ登録 「登録届兼変更届（様式第18号）」（P.22参照）

- ① 企業年金が加入者本人の申出を取りまとめて連合会へ申出をする
- ② 加入者本人が直接連合会に申出をする



規約に、連合会から積立金等の移換ができる旨が定められており、登録届（様式第18号）にて次の内容が登録されている必要があります。

- 1. 移換の可否（「移換できる」ことが前提）
- 2. 移換できる積立金等の種類
- 3. 移換の手続き方法（取りまとめ、または本人申出）

登録届兼変更届（様式第18号）

様式第18号
企業年金連合会
年金サービスセンター長 殿

登録届兼変更届（確定給付企業年金）

規約番号・基金番号
(会員番号)
事業主又は基金の名称

項目	内容	変更箇所
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称（規約型にあっては代表となる事業主の名称）	(フリガナ)	
担当部署名		
所在地	〒	
電話番号		
総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）名称		
連合会から積立金等の移換ができるかどうか	() 移換できる () 移換できない	1
連合会から積立金等の移換ができる場合	() 全ての積立金等を移換する () 厚生年金基金由来の年金給付等積立金等のみ移換する () 確定給付企業年金由来の積立金のみ移換する	2
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	() 事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする () 中途脱退者が直接連合会に申出をする	3

*上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

--参考--

【企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則】

第4 連合会から企業年金制度へ積立金を移換する場合の申出について
連合会から年金給付等積立金又は積立金を企業年金制度又は国民年金基金連合会へ移換する場合であって、当該企業年金制度又は国民年金基金連合会があらかじめ連合会に登録している場合にあっては、中途脱退者等は当該企業年金制度又は国民年金基金連合会に対して移換の申出を行い、これを受けて当該企業年金制度又は国民年金基金連合会から連合会へ移換の申出を行うこと。

資格取得者へ配布する「移換申出書」の様式例（任意様式）

（参考）資格取得者へ配布する「移換申出書」（様式例）

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書

申出年月日 平成XX年10月20日

〇×△ 企業年金基金理事長 殿

確定給付企業年金法第115条の4第1項及び厚生年金保険法第165条の2第1項の規定により、企業年金連合会から貴確定給付企業年金へ積立金、年金給付積立金の移換の申出をします。

基礎年金番号	2	2	2	2	1	2	3	4	5	X
(フリガナ)	レンゴウカイ タロウ									
氏名	連合会 太郎									
生年月日	昭和48 年 5 月 5 日									
性別	男									

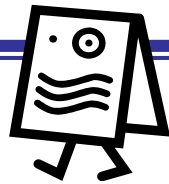
移換区分（移換する内容の右欄に○をつけてください）

全ての資産を移換する	
確定給付企業年金由来の資産のみ移換する	○
厚生年金基金由来の資産のみ移換する	

太枠内を記入・押印してください。

この例は、確定給付企業年金の規約において、連合会から全ての年金資産を移換できる場合で、本人が確定給付企業年金由来のみを選択したケースです。

企業年金から連合会へ提出する書類



§ 中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（様式第12号）

様式第12号

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（確定給付企業年金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）
附則第58条第1項及び第55条第1項の規定により、下記の者から企業年金連合会から確定給付企業年金への積立金及び年金給付等積立金等の移換の申出を受けましたので申し上げます。

平成 年 月 日

事業主又は企業年金基金の住所及び名称

代表者又は理事長名

企業年金連合会理事長殿

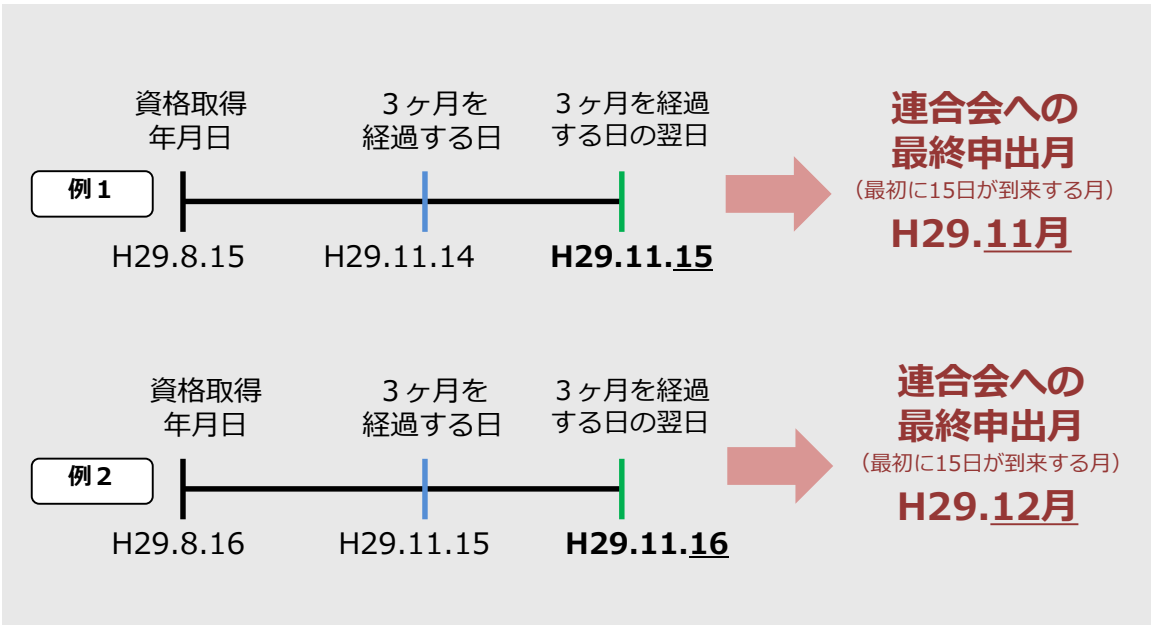
印

記

規約番号又は基金番号	件数	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	資格取得年月日	移換区分
			男01	昭5		平7	1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
			女02	平7			
			男01	昭5		平7	1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
			女02	平7			
			男01	昭5		平7	1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
			女02	平7			
			男01	昭5		平7	1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
			女02	平7			
			男01	昭5		平7	1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
			女02	平7			
			男01	昭5		平7	1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
			女02	平7			
			男01	昭5		平7	1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
			女02	平7			
			男01	昭5		平7	1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
			女02	平7			
			男01	昭5		平7	1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
			女02	平7			

加入者は、企業年金の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日までに、加入した企業年金へ申出を行います。

加入者の申出を受けた企業年金は、申出があった日の翌日以降、最初に到来する15日までに連合会に申出をすることとなっています。



中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書の記入方法

§ 中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（様式第12号）

様式第12号

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（確定給付企業年金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第58条第1項及び第55条第1項の規定により、下記の者から企業年金連合会から確定給付企業年金への積立金及び年金給付等積立金等の移換の申出を受けましたので申し出ます。

平成XX年11月 1日

事業主又は企業年金基金の住所及び代表者又は理事長名

〒105-00XX 東京都港区
〇〇〇企業年金基金

理事長 確給 一郎

資格取得者本人に移換する資産を確認し、移換可能な資産を規約で確認のうえ（「登録届兼変更届」で事前登録のうえ）、移換区分を選択してください。

なお、他基金分の移換ができない規約の場合、連合会における資産の管理状況を事前照会することが可能です。

（移換区分でのエラー例）

- ・規約に定められていない資産の選択、または、登録届（様式第18号）にて登録されていない資産の選択
- ・連合会が管理する資産との相違
- ・連合会に移換できる資産がない
- ・連合会に対象者が存在しない

健全化法適用の様式でご提出ください。

なお、移換申出期限は、資格取得年月日より3ヶ月以内です。

企業年金連合会理事長殿

確定給付企業年金の「規約番号（規約型）」又は「基金番号（基金型）」を記入します。

規約番号又は基金番号	00012X	件数	0001		
基礎年金番号	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	資格取得年月日	移換区分
222212345X	レンゴウカイ タロウ	男01	昭5	480505	平7 XX1001
	連合会 太郎	女02	平7		
		男01	昭5		
		女02	平7		
		男01	昭5		
		女02	平7		

連合会で移換の処理が完了した後に企業年金へ送付する書類及び事務

§ 中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（様式第13号）



連合会

移換申出書

① 移換申出書

一部：企業年金控え
一部：指図書添付用

① 企業年金から届出された「移換申出書」（様式第12号）に基づき、連合会で電子計算処理等のプロセスを経て、翌月上旬に「移換申出書（様式第13号）」を2部、企業年金へ送付します。

② 「移換申出書」を受けた企業年金は、その「移換申出書」を受けた日の属する月の末日までに積立金等を連合会から受換するように、資産管理運用機関・受託機関へ指図します。

また、積立金等の受換を確認したら「移換完了通知」を、企業年金から加入者へ送付します。

②

指図書

移換申出書



資産管理運用機関

受託機関

移換完了
通知



加入者

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書の見方

§ 中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（様式第13号）

様式第13号

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（確定給付企業年金分）

2017.XX.XX

1 ページ

移換する金額（年金原資分）

通算企業年金額

通算企業年金現価率

160,925円 × 10.1960 ÷ 1,640,792円（1円未満切り上げ）

1,640,792円 + 29,100円 = **1,669,892円**

※返還事務費

※【返還事務費基準額】返還処理に係る費用

資格喪失日

- ・平成26年10月1日以降の場合
（5,000円）
- ・平成26年9月30日以前の場合
（3,800円）

規約番号又は基金番号		00012X								
基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	移換申出区分	本人拠出相当額	積立金等	積立金等のうち 返還事務費	算定基礎 期間	積立金等の区分	
2222-12345X	レンゴウカイ タロウ 連合会 太郎	男	昭和48.05.05		100,000	1,669,892	29,100	150	確定給付企業年金の脱退一時金相当額	
						1,669,892	29,100			

返還事務費 = 移換通知時の事務費 - 返還事務費基準額（※）
29,100円 = 34,100円 - 5,000円

項目 性別	申出人数	件数	積立金等（円）	返還事務費（円）
男子	1	1	1,669,892	29,100
女子	0	0	0	
合計	1	1	1,669,892	29,100

連合会が移換する金額
（返還事務費を含んでいます）

（注） 1 返還事務費は、積立金等に含まれており再掲しています。

IV 参考 ～事故連絡票の見方～

各種通知が事故となり処理ができなかった場合、通知月の翌月に、連合会より企業年金に「事故のお知らせ」および「事故連絡票」をお送りします。（毎月上旬頃）

（１）「事故連絡票」の内容確認

- ①事故コード・事故メッセージの確認
- ②「事故連絡票」に印字されている「*」印により、事故箇所を確認

(2) 事故箇所に対する調査等を行い、必要に応じて、補正後の内容で再度各種通知を行う

※事故となった各種通知の原本は返却できませんので、必要に応じて改めての作成をお願いします。

※事故のお知らせ・事故連絡票の返送は不要です。

『事故のお知らせ』

事故のお知らせ

7.XX.07.01 1 ページ

○×△企業年金基金
確定給付企業年金事業主 殿

次の者については、連合会で処理できませんでしたのでお知らせします。
詳細は、別添の事故連絡票を参照してください。

基金番号等	00012X号件数	脱退一時金相当額移換通知	通知	申出	取消	訂正
種 類		積立金移換申出				
移換通知	6111-12345 X					
移換通知取消	7111-12345 X					
移換通知訂正	8111-12345 X					
移換申出	9111-12345 X					

(注)「基礎年番号」欄の「※」の符号は、本人申出の者について表示されています。
再度提出する必要があるものは、速やかに申出してください。

『事故連絡票』

事故連絡票										** DB中脱 **	
移換通知		基金番号等		00012X		加入員（者）氏名		1		初金 太郎	
性別		生年月日	5.60.12.12		基礎年金番号		6111-12345X		受付年月	XX.06	
住所		*									
電話番号											
本人が拠出した掛金額		000100000		脱退一時金相当額		001500000					
算定基礎期間		150		基本移換区分							
資格取得年月日				加算移換区分							
資格喪失年月日		230101		DB移換区分							
				移換先資格取得年月日							
		基金番号等				加入員（者）氏名					
性別		生年月日			基礎年金番号				通知年月		
住所											
脱退一時金相当額				本人が拠出した掛金額							
算定基礎期間				資格取得年月日				資格喪失年月日			

事故コード 1103

*の項目は有り得ない
コードです。

参考 ～事故連絡票の見方～

連合会に移換通知済の記録がある場合、「事故連絡票」の下段にその情報（マスタ）が出力されます。
マスタの内容を確認のうえ、事故箇所に対する調査等を行い、必要に応じて再度各種通知を行います。

今回の移換通知内容

事故連絡票										** DB中脱 **					
移換通知		基金番号等		00012X		加入員（者）氏名		1		初年 太郎		整理番号 XXXXXXX-XX			
性別		1		生年月日		5.60.12.12		基礎年金番号		6111-12345X		受付年月 XX.06			
住所		2		160-0023		新宿区 西新宿 ●ー●ー●						処理年月日 平成XX.07.01			
電話番号								脱退一時金相当額				001500000			
本人が拠出した掛金額				000100000				基本移換区分							
算定基礎期間				150				加算移換区分							
資格取得年月日								DB移換区分							
資格喪失年月日				230101				移換先資格取得年月日							
												事故コード 1501			
												資格記録の全部または一部が重複しています			

連合会が既に管理している記録

中 脱		基金番号等		00012X		加入員（者）氏名		1 初年 太郎	
性別	1	生年月日	5.60.12.12	基 礎 年 金 番 号		6111-12345X		通知年月	平成XX.06
住所	2	160-0023 新宿区 西新宿 ●一●一●							
脱退一時金相当額		1,500,000		本人が拠出した掛金額		100,000			
算定基礎期間		150		資格取得年月日		資格喪失年月日		平成23.01.01	

** マスタ **

整理番号

処理年月日

参考 ～中途脱退者等移受換事務に係る連合会ホームページの活用～

① 各種様式等ダウンロード

① 「通算企業年金のおすすめ」をクリックします。



② 「移受換の事務処理」をクリックします。



③ 「確定給付企業年金用の～に係る様式」をクリックします。



④ 必要な様式をダウンロードします。記入例も掲載しています。



参考 ～中途脱退者等移受換事務に係る連合会ホームページの活用～

② 年金試算シミュレーション

① 「通算企業年金のおすすめ」をクリックします。

文字サイズ 標準 サイト内検索

受給者の方 これから(将来)年金を受給する方 会員の皆様 企業年金を実施している企業の皆様 通算企業年金のおすすめ 企業年金について 企業年金のしくみ

企業年金のある会社を中途退職された方へ
通算企業年金のおすすめ!!
退職などで加入していた厚生年金基金や確定拠出年金を
脱退された方は、企業年金連合会にそのお金を移すことで、
生涯にわたって年金を受け取ることができます。
詳しくはこちら

かんたん確認!
企業年金記録確認サービス
あなたの年金が企業年金連合会に
引継がれているか検索できます!

継続投資教育の
e-ラーニング

会員ログイン

パスワードを忘れた方

受給者の方 大切な 国の年金の受給資格期間が25年から10年に短縮され 会員の皆様

② 「年金試算シミュレーション」をクリックします。

通算企業年金のおすすめ

通算企業年金を選ぶのはあなたです

通算企業年金の特長と注意点
(終身年金、保証期間あり) 詳しくはこちら

通算企業年金の予定利率と
年金額の試算表 詳しくはこちら

移換の仕組みと
企業年金連合会の役割 詳しくはこちら

企業年金事務局の方へ

事業主説明書について
ポータルサイトの
選択肢と説明書 詳しくはこちら

移受換の事務処理 詳しくはこちら

試算シミュレーションほか

年金試算
シミュレーション 詳しくはこちら

繰上げ試算
シミュレーション 詳しくはこちら

企業年金記録確認
サービス 詳しくはこちら

③ 年金試算条件を入力し、「試算」をクリックします。

年金試算条件

生年月日 昭和 55 年 4 月 1 日

脱退一時金相当額または
残余財産分配金の額 200000 円

性別 男性 女性

資格喪失年月日
(離職・引当終了認可年月日) 平成 29 年 9 月 30 日

予定移換申出年月 (注記1, 2, 3) 平成 29 年 12 月

既に連合会に移換している通算企業年金がある
か否か あり ない

注記1 厚生年金基金・確定拠出年金が企業年金連合会に対し脱退一時金相当額または残余財産分配金を
注記2 15日を超えて申出する場合は、年月を入力してください。
注記3 移換申出年月の年月が移換年月(実際に年金受給を移す年月)となります。
注記4 数字の入力は全て半角で入力してください。

キャンセル 試算

④ 年金額および事務費の試算結果が表示されます。

年金試算シミュレーション

年金試算条件

生年月日 昭和55年4月1日

脱退一時金相当額または残余財産分配金の額 200,000円

性別 男

資格喪失年月日(離職・制度終了認可年月日) 平成29年9月30日

予定移換申出年月 平成29年12月

連合会への移換 ない

年金試算結果

支給開始年齢時の年金額(年額の実額) (注記1)	15,791円
支給開始年齢(支給開始時期) (注記2)	65歳
事務費額	5,887円

注記1 事務費を控除した上での年金額となっています。

参考 ～中途脱退者等移受換事務に係る連合会ホームページの活用～

③ 「通算企業年金のおすすめ」パンフレット

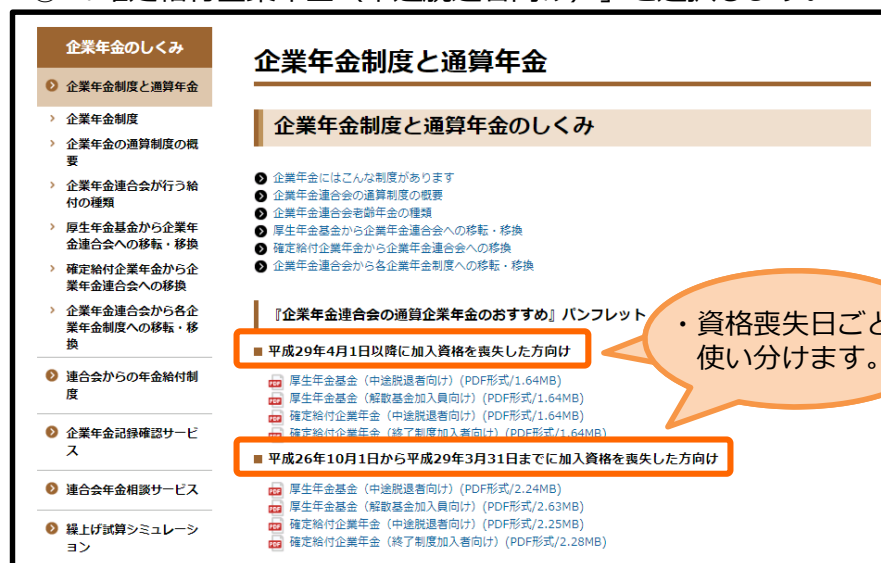
① 「企業年金のしくみ」をクリックします。



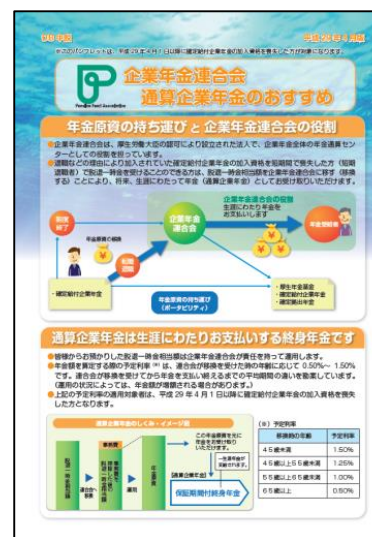
② 「企業年金制度と通算年金」をクリックします。



③ 「確定給付企業年金（中途脱退者向け）」を選択します。



・資格喪失日ごとに使い分けます。



(参考資料) 制度間移換時に引き渡す算定基礎期間について (案)

パブリックコメント

公示日：平成29年9月22日

○案件番号

495170186

○定めようとする命令等の題名

確定拠出年金法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

「 概要より一部抜粋 」

D CからD Bのポータビリティの拡充に伴う所要の措置

D B間の資産移換においても移換額の算定の基礎となる期間の開始日及び終了日を移換先に引き渡す等の所要の改正を行うものとする。(連合会への移換も同様の措置とする。)

ご不明な点やご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

〒105-0011
東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階

企業年金連合会
年金サービスセンター 年金記録課 年金記録係
電話：03-5401-8732
ホームページ <https://www.pfa.or.jp/>